

平成25年第3回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成25年9月25日（水曜日） 午前 9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 報告第 5号 平成24年度中頓別町健全化判断比率の報告について
- 第 7 報告第 6号 平成24年度中頓別町資金不足比率の報告について
- 第 8 同意第 1号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 9 一般質問
- 第10 議案第46号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第11 議案第47号 平成25年度中頓別町一般会計補正予算
- 第12 議案第48号 平成25年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第13 議案第49号 平成25年度中頓別町水道事業特別会計補正予算
- 第14 議案第50号 平成25年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算
- 第15 認定第 1号 平成24年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第16 認定第 2号 平成24年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 認定第 3号 平成24年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 認定第 4号 平成24年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について
- 第19 認定第 5号 平成24年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20 認定第 6号 平成24年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第21 認定第 7号 平成24年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第22 認定第 8号 平成24年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

○出席議員（8名）

1番 宮崎泰宗君	2番 細谷久雄君
3番 本多夕紀江君	4番 東海林繁幸君
5番 星川三喜男君	6番 山本得恵君
7番 柳澤雅宏君	8番 村山義明君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野邑智雄君
教育長	米屋彰一君
総務課長	和田行雄君
総務課主幹	藤井富子君
まちづくり	遠藤義一君
推進課長	中原直樹君
産業建設課長	山内功君
産業建設課技術長	角川拓雄君
農業委員会会長	平中敏志君
産業建設課主幹	小林生吉君
保健福祉課長	吉田智一君
保健福祉課参事	青木彰君
教育次長	小林嘉仁君
会計管理者	柴田弘君
国保病院事務長	大川勝弘君
自動車学校長	遠藤美代子君
こども館次長	三浦義一君
代表監査委員	

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	高井秀一君
議会事務局書記	田辺めぐみ君

開会の宣告

○議長（村山義明君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第3回中頓別町議会定例会を開会します。

（午前 9時30分）

開議の宣告

○議長（村山義明君） 直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（村山義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番、山本さん、7番、柳澤さんを指名します。

議会運営委員会報告

○議長（村山義明君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

東海林さん。

○議会運営委員長（東海林繁幸君） おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

平成25年第3回中頓別町議会定例会の運営に関し、9月9日、9月12日、議会運営委員会を開催いたしました。その内容を報告いたします。

1、会期について、本定例会の会期は本日9月25日から9月27日までの3日間といたします。なお、会議に付された事件が全て終了した場合は、会議規則第7条の規定により会期中に閉会いたします。

2、本日の議事日程については、日程第1号のとおりであります。

3、一般質問について、通告期限内に通告したのは6議員であり、質問事項の重複は見られませんでした。

4、町長提出議案の取り扱いについて、全て本会議で審議いたします。

5、決算審査について、議長発議により全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、平成24年度中頓別町各会計決算に係る認定第1号から認定第8号を付託して、会期中に審査を行います。なお、その際、地方自治法第98条第1項の規定により検閲、検査権限を同委員会に委任、付与いたします。

6、閉会中の郵送による陳情4件、要請1件について、全議員に写しを配付し、発議希望者を募る取り扱いといたしましたが、発議者はなく、議長預かりとしました。

7、本日の会議の冒頭から一般質問終了時まで、役場町民ホール及び町民センターロビーに設置されたテレビに配信する。本会議終了から予定されている決算審査特別委員会も

同様といたします。

以上で議会運営委員会報告を終わります。

○議長（村山義明君） これにて議会運営委員会報告は終了しました。

会期の決定

○議長（村山義明君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日9月25日から9月27日までの3日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日9月25日から9月27日までの3日間とすることに決しました。

諸般の報告

○議長（村山義明君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長一般報告、監査委員の例月出納検査報告、町長からの第7期中頓別町総合計画実施計画状況報告書（平成24年度事業分）につきましては、お手元に印刷配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

南宗谷消防組合議会報告は、組合議員からいただきます。

細谷さん。

○2番（細谷久雄君） おはようございます。

平成25年9月25日、中頓別町議会議長、村山義明様。

南宗谷消防組合議員、山本得恵、南宗谷消防組合議員、細谷久雄。

南宗谷消防組合議会報告。

このたび南宗谷消防組合議会が招集されたので、その結果を次のとおり報告いたします。

記、1、会議名、平成25年度第1回南宗谷消防組合議会臨時会。

2、日時、平成25年7月2日（会期1日）午前10時30分開議。

3、場所、南宗谷消防組合消防庁舎コミュニティ消防センター（枝幸町）。

4、出席議員、山本議員、細谷議員。

5、会議結果、議事日程のとおり進行し、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について）、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（北海道市町村総合事務組合規約の変更について）、いずれも原案どおり可決された。

また、議案第4号 公有財産の取得について（多目的災害出動車購入）、議案第5号 公有財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車購入）についても、原案どおり可決された。

議案第6号 平成25年度南宗谷消防組合会計補正予算については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ299万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,658万円とし、原案どおり可決された。

以上でございます。

○議長（村山義明君） 所管事務調査報告は、いきいきふるさと常任委員会委員長からいたさせます。

星川さん。

○いきいきふるさと常任委員長（星川三喜男君） おはようございます。それでは、常任委員会報告をいたします。

平成25年9月25日、中頓別町議会議長、村山義明様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、星川三喜男。

所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事務調査を実施したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、（1）、総合計画登載の公共工事、その中で、町道10丁目線交付金事業、森林管理道弥生線開設事業、林業専用道松音知2号線整備事業、歯科診療所増改修工事、（2）、戸籍事務の電算化について、（3）、平成24年度中頓別町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書について、（4）、教育関連施設の整備方針について。

2、調査の方法、現地調査、それと事務調査でございます。

3、調査の期間、平成25年9月17日。

4、場所、現地、それと議場です。

5、調査の結果、本委員会は、9月17日、所管事務調査として上記4項目について調査を行った結果、次のとおり意見の集約をみた。

【意見】

（1）、総合計画登載の公共工事についてでございます。その中で、町道10丁目線交付金事業について、市街地の道路整備にも係わらず片側のみの歩道整備となっていることに疑問を抱かざるを得ない。交通安全対策上も両側歩道とするべきであり、早急に整備方針を検討すべきである。それと、といたしまして、それは歯科診療所の件でございます。歯科診療所増改修工事についてでございますが、その中でスロープは整備されたが、入り口階段の段差が高すぎることから、障がい者、高齢者に配慮された整備となっていない。併せて、建物前の駐車場、歩道の舗装も老朽化が著しく、建物と一体の整備を行い、利用者の利便性を確保するべきである。

以上で報告といたします。

○議長（村山義明君） 諸般の報告は以上ですが、何か質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認めます。

これで諸般の報告は終了しました。

行政報告

○議長（村山義明君） 日程第5、行政報告を行います。

本件については、町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

野邑町長。

○町長（野邑智雄君） おはようございます。第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さん方におかれましては大変お忙しい中全員の出席をいただきましたことにお礼を申し上げたいと思いますし、また定例会におきましては農業委員会の会長さん、そして代表監査委員の皆さんに大変ご多忙の中ご出席をいただきましたことにもあわせてお礼を申し上げたいと思います。

それでは、私から3点について行政報告をさせていただきます。

1点目は、戸籍電算化システム構築委託事業についてであります。中頓別町、豊富町及び浜頓別町における戸籍電算化共同利用は、三町長の協議により、「電子情報処理組織による戸籍事務の委託に関する規約」を6月21日に定め、事実上スタートいたしました。6月28日には、3町戸籍担当で構成するプロポーザル審査委員会を開き、提案業者3社の中から、株式会社エイチ・アイ・ディ（札幌市）を第1優先交渉事業者として、その後3町合同での価格交渉の結果、本町における事業費は債務負担行為の限度額3,725万6,000円を約460万円下回る3,262万8,000円（税込）となったことから、同社を委託先に決定いたしました。

事業費のうち、データセットアップ費においては、当初想定額2,085万8,000円から624万2,000円減の1,461万6,000円となり、機器及びソフトウェア導入費でも、当初想定額2,820万8,000円から1,019万6,000円減の1,801万2,000円（税込）となったことをご報告いたします。なお、事業費の中には、債務負担行為の中では積算されていなかった住基システムとの連携、民刑システムの導入につきましても他の2町に足並みを揃える形で含まれております。

事業費の確定に伴い、8月1日、3町一斉にデータセットアップ契約を締結し、再委託先の富士ゼロックスシステムサービス株式会社が既に紙戸籍の電子化作業（現戸籍・附表のマイクロフィルム化）に着手（9月7日～8日）しております。

事務の委託方式による本町の行財政効果は、機器及びソフトウェア導入費で当初想定額8,446万7,000円から3,062万2,000円減の5,384万5,000円（税込）となり、向こう5年間のランニングコストを含めた額でも単独事業に比べ約3,300万円程度が削減できる見通しであります。

また、消費税率が平成26年度から8%に引き上げられた場合、現行税率5%の適用に比べ約154万円の価格差が生じることから、受託町（浜頓別町）において機器及びソフトウェアの導入契約を9月中に結ぶ方針であることを申し添えます。

2点目でありますけれども、平成25年度普通交付税の決定についてであります。本町財政の歳入面に大きな割合を占める普通交付税について、この度、国の算定基準が示されたことに伴い算定した結果、22億7,096万円(前年度23億8,520万3,000円)となりましたので、ご報告いたします。なお、交付額は、前年度交付決定額との比較で1億1,424万3,000円(前年度比4.8%)の減額となりました。減額の主な要因は、基準財政需要額算定経費の中で、平成23年度に創設された「地方経済・雇用対策費」などが減少したことによるものでございます。

次に、3点目でありますけれども、農業経営第三者継承事業の取り組み状況についてであります。平成24年度に北海道農業担い手育成センターから紹介を受けていた新規就農希望者が本年8月より松音知地区の経営委譲希望農家において酪農研修を開始いたしましたので、ご報告いたします。研修生は酪農実習経験も豊富な27歳で、家族構成は配偶者と子ども2名の4名であり、7月に静岡県から転入し、松音知地区の旧教員住宅で生活を初めております。なお、就農時期は平成26年、来年の8月頃を予定しております。

以上3点について行政報告をさせていただきまして、その他につきましては印刷物でご承知おきをいただきたいと思います。

○議長(村山義明君) 引き続き、米屋教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。

米屋教育長。

○教育長(米屋彰一君) おはようございます。今回石井教育委員長が法務のため出席できないので、お伝えいたします。

それでは、教育行政報告を申し上げます。八木祐四郎記念碑の除幕式及び祝賀会について、八木祐四郎氏の13回忌に(9月9日)に合わせて、前日の8日に八木祐四郎記念碑の除幕式及び祝賀会が開催され、町長と私(教育長)が出席してまいりました。記念碑は高さ2.5メートル、幅1.2メートルの石碑で、正面のプレートには八木祐四郎氏が晩年よく語っていたという「絆に支えられて歩んだわが人生 感謝以外の言葉 何ものもなし」という言葉や本人の顔写真、功績などが刻まれており、JR旭川駅近くの北彩都地区にある宮前公園内に設置されましたことを報告いたします。

○議長(村山義明君) ただいまの行政報告について、何か質疑はございませんか。

宮崎さん。

○1番(宮崎泰宗君) 戸籍の電算化についてなのですが、民刑システムというのは先日の常任委員会でご説明いただいたどの部分に当たって、具体的にどういった仕組みなのかご説明いただけたらと思います。

○議長(村山義明君) 和田総務課長。

○総務課長(和田行雄君) おはようございます。前回の常任委員会でちょっと説明不足があったようで、大変申しわけなく思います。民刑システムにつきましては、わかりやすく言いますと主な部分というのは犯歴でありまして、もっとわかりやすく言うと前科とい

うこととなりますけれども、該当する前科記録を戸籍のほうに、これが検察庁あるいは裁判所のほうから通知が来るものですから、該当されるものはそこに記載をされると、犯歴台帳に記載をされるということでありまして、これが民刑でいいますと刑の部分かと思えます。あと、民の部分については、今話題になっている成年後見人、昔でいうと禁治産、準禁治産者の登録、それから破産について、これらの記録を民刑事項通知といえますけれども、これが先ほど申し上げたとおり裁判所や検察庁、家裁のほうから来るものですから、それを登録しておくということでありまして、刑によりましては当然公民権停止等がありますので、公職選挙法に基づく通知を選挙管理委員会のほうにしなければなりません。そういった通知のシステムを含めて、一切を含めまして民刑システムというふうに呼んでいるということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 8月の21日から24日で市町村長これからの基礎自治体特別セミナーということが行われて、町長が出席されたのだと思うのですが、今ちょうど国のほうでは道州制が取り沙汰されて、自民党案なるものが出て話題となって、町村会、それから町村議長会あたりはこれに反対の意向を示しているのですけれども、そこで一番問題なのは基礎自治体の規模、それが30万人以上とも今のところ話として出ているわけで、30万人ぐらいでないと基礎自治体とは認めないと、だから強制合併せざるを得なくなるのではないかとということが反対の趣旨らしいのですけれども、基礎自治体の規模についてこのときにお話として出ているのかどうか、出ていたらお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 21日から24日までの市町村長これからの基礎自治体特別セミナーについては、道州制の問題等々の研修ではないのです。今現在基礎自治体と言われている小規模町村のこれからのまちづくりについて、いろんな大学の先生だとか、それから民間の成功した人を講師として招いて、町村長に勉強してもらおうと、そういう研修会なのです。ですから、基本的に我々が聞いてきたのは、今社会資本整備等々が一段落して、これからそういう施設が老朽化してきたときに小規模自治体という町村については大変な財政負担が来ると、そういうような基本的な考え方を知って勉強しなさいと、こういうことでありまして、道州制、今柳澤議員が言われましたように一般的によく言われている道州制の基礎自治体は、今自民党が考えているのは約30万人ぐらいと、こういうことありますけれども、その話ではないということです。特にこれからの基礎自治体の運営については、近隣町村と広域事業をうんとやるべきだと、そうして一つの町村で全部完結するのではなく、近隣町村と力を合わせて物事を進めていくというような、そういう本当の今現在ある基礎自治体のこれからの進め方等々について勉強してきたと、こういうことをご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ないようですので、質疑なしと認めます。

これで行政報告は終了しました。

報告第5号

○議長(村山義明君) 日程第6、報告第5号 平成24年度中頓別町健全化判断比率の報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

野邑町長。

○町長(野邑智雄君) 報告第5号 平成24年度中頓別町健全化判断比率の報告について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長(村山義明君) 和田総務課長。

○総務課長(和田行雄君) それでは、報告第5号 平成24年度中頓別町健全化判断比率の報告について説明させていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成24年度中頓別町健全化判断比率を監査委員の意見をつけて報告する。

実質赤字比率、それから連結実質赤字比率及び将来負担比率につきましては、実質収支が黒字のため算出されておられません。それから、実質公債費比率につきましては15.8ということで、前年度は18.7%でありましたが、早期健全化基準の25%を下回ったということでございます。監査委員の是正改善事項のとおり、今後とも公債費負担適正化計画等に基づき公債費比率の逡減に努め、より一層の健全化を図りたいと存じます。

以上をもちまして報告第5号とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長(村山義明君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告済みといたします。

報告第6号

○議長(村山義明君) 日程第7、報告第6号 平成24年度中頓別町資金不足比率の報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

野邑町長。

○町長(野邑智雄君) 報告第6号 平成24年度中頓別町資金不足比率の報告について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長(村山義明君) 和田総務課長。

○総務課長(和田行雄君) それでは、報告第6号 平成24年度中頓別町資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成24年度中頓別町資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告いたします。

特別会計の名称、国民健康保険病院事業、水道事業、下水道事業、ともに資金不足比率はございませんでした。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告済みといたします。

同意第1号

○議長（村山義明君） 日程第8、同意第1号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 同意第1号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

下記の者を中頓別町教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によって、議会の同意を求める。

記、氏名、木内彰、46歳であります。

木内彰さんは、平成21年11月から教育委員として活躍され、本年10月末日で任期満了を迎えるところですが、この4年間、保護者という立場で本町の教育行政の振興や教育水準の維持向上を図るためにご努力をいただけてきましたので、引き続き保護者の立場を通して教育委員として本町の教育行政の発展のためにご尽力を賜りたいと考え、ご提案を申し上げますので、満場一致での同意をいただきますようお願いを申し上げたいと思います。

以上、提案理由とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、これより同意第1号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山義明君） 起立多数です。

よって、同意第1号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求める件は同意する

ことに決定しました。

一般質問

○議長（村山義明君） 日程第9、一般質問を行います。

本定例会では6名の議員から一般質問の通告がありました。

順番に発言を許します。

受け付け番号1、議席番号2番、細谷さん。

○2番（細谷久雄君） 皆さん、おはようございます。受け付け番号1番、議席番号2番、細谷でございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、順に町政一般について質問させていただきます。私からは、きょうは2点ほど質問させていただきます。

1点目の質問は、少子化対策の一環として男女の出会いの場をという質問事項につきましてお伺いをいたします。私の周りでも独身の方がいますが、職場によっては機会がなかったり、時間のずれによりなかなか出会いのチャンスがないという話をよく聞きます。また、国立社会保障・人口問題研究所の人口統計資料集2009年によると、生涯未婚率は男性が15.96%、女性が7.25%で、男性は10年前の調査と比べ約7ポイントも上昇しています。今後晩婚化や未婚化の増加により、この数値がさらに高くなることが予想されます。これは、現在日本が抱えている少子高齢化の直接的な原因にもなると考えられる。私は、今後地方自治体が結婚の意欲はあっても出会いの機会が少ない男女に対して結婚のきっかけづくりを行うとともに、地域全体で結婚を応援する機運を高めるための何らかの対応を考えていかなければいけない状況に来ていると思う。そこで、未婚率の状況を踏まえて、男女の出会いの場の確保について町長の考えを伺う。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 細谷議員の少子化対策の一環として男女の出会いの場をという質問につきまして、私からお答えをいたします。

未婚率に関しましては、当町において正式な調査をしたことはありませんが、男女の出会いの場の確保に関しましては第7期総合計画、経済振興・雇用創出プロジェクトにおいても議論され、最重点課題に位置づけられたところでありますが、プロジェクト会議では、まずは町内の若者が業種を超えて交流する異業種間交流によって相互理解を深めていくような取り組みから始めてはどうかと、このような意見が出されておりました。以前は、当町においても若者の出会いの場として町内における各種青年サークルや団体の存在がありましたが、ここ20年ぐらいはそうした団体がない状況となっております。このようなことから、農業関係の4Hクラブや、または商工会青年部等の団体に声をかけて率直な意見を聞きながら、最適な方法を模索をしてみたい、このように考えているところでございます。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番(細谷久雄君) それでは、ただいまのご答弁を伺いまして再質問させていただきます。

まず、政府は、ことし6月25日の閣議で平成25年度版少子化社会対策白書を決定しました。白書によると、平成23年の日本人の平均初婚年齢は男性が30.7歳、女性が29.0歳、昭和55年度は男性27.8歳、女性25.2歳で、約30年間で男性が2.9歳、女性が3.8歳初婚年齢が高くなっております。さらに進んでいるのが男女の未婚化であります。今では30代前半の未婚者は男性が43%、女性が27%にもなっており、未婚者年齢の上昇は年々顕著になると予想されます。また、その調査によりますと、結婚に当たっての出会いのきっかけが職場や仕事の関係が最も多く3分の1、続いて友人、兄弟、姉妹を通じてが約3割、学校でが1割となっております。したがって、日常的な場での出会いが圧倒的に多い状況です。戦前は約7割が見合い結婚でした。それが今では見合い結婚は7%だそうです。ちなみに、余談でございますが、離婚率は恋愛結婚より見合い結婚のほうが断然少ないそうです。そのような調査結果を見ますと、晩婚化と未婚化の上昇は、やはり日常的な出会いの場がつかれない男女に出会いの場をつくってくれる人がいなくなった、こういうことではないかと私は思います。そこで、中頓別町において、なぜ今まで急速な少子化社会という現状を前にして未婚率に関して調査を行ってこなかったのか伺いたい。また、私も現在55歳、24歳で職場内で出会い、結婚し、娘が2人と孫がいますが、私は一番大事なことは、人が生まれ、育てられ、そして結婚して子を産み、子供を育てて、そして世代をつないでいくということが社会存続のために、人類存続のために実は大変大事なことだということをやっぱりきちっと学校教育でも教え込むことも大事なことではないかと考えますが、教育長はどのように考えておられるのか伺います。

○議長(村山義明君) 町長。

○町長(野邑智雄君) まず、前段の未婚率の調査をなぜ今までしていないのかというお話でございますけれども、大変難しい問題がこれには絡んでいると私は思います。特に結婚の適齢期の方々が基本的に結婚しようという積極性があるのか、ないのか。私も、今まで本町の基幹産業である酪農後継者の方々が農業委員会、または宗谷管内の農業委員会を通じた中でパートナーの対策というのにずっと取り組んできておりますけれども、本町の酪農家の方々の意向が積極性にちょっと欠けるのでなかろうかと、そういう認識をしております。私も昔産業を担当していた当時は、先ほどお話があったとおり世話好きな人がいまして、その人が課長、一緒に行って頼んでこようと言って、音威子府村へ行ったりやってきましたけれども、その後いろいろと農村花嫁対策だとかグリーンパートナーシップ協議会だとかと名前を変えながら、都市女性に中頓別町に来ていただいて酪農家の青年との交流をぜひしていただきたいということで募集をすると、なかなか積極的に出てきてくれないと、こういうような状況が長く続いているようであります。ことしも管内の農村パートナー対策として、旭川市のほうで、11月ぐらいだと思いますけれども、宗谷の青年と旭川市と一緒に旭川市の女性と交流をするということも計画されておりますし、ま

た中頓別町の農業委員会等々でも町内の酪農家の青年等々に農村花嫁の一つの対策としてパートナー対策に取り組むと、こういうようなことを予定をしておりますけれども、私からもぜひ、積極的な対応を本人がしなければこういう問題はなかなか解決できないだろうと、このように思います。そういう意味で、先ほど申し上げたとおり、農業の若い人たち、または商工会の若い人たち等のお話を聞きながら、町としていい方法が模索できれば、ぜひそういう取り組みもしてまいりたいと、こういうことをご理解をいただければなと、このように考えております。

○議長（村山義明君） 米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） 学校教育としてどう考えるかということでございますけれども、今日の社会情勢、それから社会の仕組みから見ても大変複雑であります。そんな中で、どうするのかとはっきりは言えませんが、確かに学校教育の中でもそういった部分を指導できる部分があれば指導していきたい。また、あわせて社会教育、確かに当町においては成人教育等々まだおこなっている部分もあるので、そういった部分も見直していければいいのかなと、そのように考えております。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは、再々質問させていただきます。

今非常に広がってきているのが、いわゆる街コンという男女の出会いの場であります。これは、何も過疎地だとか、あるいは田舎、後継者を必要とするところ、そういうところに限らず、若い、あるいは結婚を希望する男女が出会いをしながら、そして知り合うという、こういう街コンというものが広がってきています。この街コンの発祥は宇都宮市の宮コンが先駆けと言われておりまして、地域の活性化の面から広がったという点があります。今の若い人たちは非正規労働者が多くなってきて、学校を卒業してもなかなか結婚できない。就職できなければ結婚資金もたまらないし、結婚もできない。こういうように非常に閉塞感が漂ってきている中でもう少し、2人で力を合わせれば何とか生きていけると、こういう前向きな姿勢にとらわれるような取り組みも必要ではないでしょうか。中頓別町の町でも商店街のシャッターがおりたとか、なかなかぎわいが取り戻せないという中で、商店街の空き店舗や飲食店などを使った街コンという男女の出会いの場の提供により、結婚を希望する男女が知り合う一つのきっかけになるということと同時に、若者たちの町政参加、そして中頓別町で安心して住み続けられる、子育てできるまちづくり、さらには中頓別町の人口をふやしていく一つの施策にもなると私はと思いますが、町長はこの街コンという取り組みについてどう考えますか。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） いろんな方策がそれぞれ市町村でとり行われていることは、私もテレビ等で拝見をしております。大きなところになれば、婚活事業として飲食店を回りながら、それぞれ知り合いでない人たちが同じテーブルで座ってお話をしながら飲食店を回って歩くだとか、そういう取り組みをしているところもありますし、今お話ししたような

街コン的なものもやっている。しかしながら、私は一番はやっぱり本人が結婚しようという積極性があるのか、ないのかと、そこに一番の理由があるのでなかろうかなと思います。私も先ほど話したとおりいろんな状況を確認しておりますけれども、それぞれの考え方があって、それぞれの思惑があって、またこういう不特定多数のところに出ていくということに難色を示す人も私はいるのではないかなと思います。そういう意味で、本町の基幹産業や、またはこれから商店の後継者になるような人たちがどういう考えを持っているか、まずそれを聞いた中で、町としてどういう取り組みをするのが一番いいのかと、そういうことを判断していきたいと、先ほど申し上げたとおりでありますから、そういう面で中頓別町は中頓別町らしい取り組みが必要かなと、こういうことでご理解をいただければなと思います。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは、再々質問は終わりましたので、最後にお手元に配った平成25年の9月11日水曜日付北海道新聞社の記事を見てほしいのですが、2013年度版厚生労働白書の報告です。婚活は支援が必要と書かれており、白書では若者の結婚や出産、子育て、仕事に関する意識を初めて取り上げた。研究所の調査で、未婚者のうち、いずれ結婚しようと考えている人が9割近くに上ったことから、若者の結婚願望は決して低くないと分析した。一方で、異性の友人も交際相手もないと答えた人が未婚男性の約6割、未婚女性の約5割だった点を踏まえて、結婚は本人の努力や気持ちの変化のみに期待するのではなく、周囲の支援も必要と強調、自治体による婚活イベント開催などが重要だと訴えた。私は、街コンという男女の出会いの場の提供により、経済の活性化のみならず、未婚率の引き下げ、少子化の解決にもつながるとも考えられるため、ぜひとも中頓別町でも早急に取り組んでいただきたいイベント活動だと思いますので、今後のご検討を町長、よろしくお願いいたします。

それでは、1点目の質問は終わりました、2点目の質問に移りたいと思います。2点目の質問は、災害時の水対策についてという質問事項についてお伺いをいたします。一昨年の3月11日発生の東日本大震災で被災地の多くが全域で断水となり、2週間くらいその状態が続いたとのことである。さらに、今回の災害では水道管が破裂するなどして、公共建築物、いわゆる弱者のための避難施設である小学校、中学校、介護施設、そして病院などへの給水も非常におくれ、小さいお子さんを持つ親御さんや高齢者の皆様からお叱りや怒りの声が数多くあったそうで、言うまでもなく人間は水なくしては生きられません。そこで、災害時断水になった場合の水の供給について町としてどのような体制がとられているのか伺う。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 災害時の水対策について、中原産業建設課長より答弁をいただきます。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） ご答弁申し上げます。

災害等によって断水になった場合は、中頓別町地域防災計画及び中頓別町水道事故等における対応マニュアルに基づき対応することとなります。水道施設の部分被害等による小中規模な断水の場合は、町で保管しているポリタンク100個や消防ポンプ車による応急給水を行います。災害による大規模な断水が発生した場合は、災害対策本部を設置して、南宗谷3町水道事業災害時相互応援に関する協定に基づき、応援給水作業、応急復旧作業、応急復旧資材の供出等の要請を行い、対応することになります。上記で対応できない規模の災害による断水の場合は、自衛隊に災害派遣要請を行い、給水作業や復旧作業等の支援をいただくとともに、災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定に基づき、道や他市町村に対して支援を要請することになります。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは、ただいまのご答弁を伺いまして、再質問させていただきます。

近年は、全国各地において地震、台風、ゲリラ豪雨、洪水、竜巻など大規模な自然災害が発生しております。幸いこれまで中頓別町においては大規模災害には見舞われておりません。しかし、災害はいつ起こるかわかりません。一般的に大規模災害が発生した場合に町も被災し、公助による支援や復旧、復興対策は発生から最低3日間程度の時間を要すると言われております。このような状況下において、中頓別町で一般住宅、公共施設等を含め1日に使われている水の量はどれぐらいで、大規模な断水になったときに町民の不安を解決するために断水の正確な情報をどのように早く正確に町民に知らせるか、また南宗谷3町村水道事業災害時相互応援に関する協定に基づき、どのような形で中頓別町の必要とする水の量を応急給水するのか伺います。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 1日の一般住宅等で使用される給水量の正確な数字については、後ほど調べてお知らせをさせていただければというふうに思います。

それで、大きな被災があった場合に、本町だけで全てを対応するという事は甚だ難しいものですから、その上で議員も言われております南宗谷3町における水道事業災害時相互応援に関する協定というようなものを結んで、それぞれ災害等が起こった場合に被災町から他の町に要請をするという形になっております。それとあわせて、給水タンク車等の要請については、南宗谷消防組合においても全道的に消防組合のほうでもそういう応援に関する協定を結んでおりまして、そういった場合については消防組合を通して消防の給水車等々を他町から支援をいただくというようなことも含めて行っていく形になりますし、給水だけではなくて、復旧資材等々の支援についても他町から支援をいただくと、そういうような内容になっております。

それと、先ほどの1日当たりの水道の使用数ですけれども、約1,700トンということでございます。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） 私が聞いたのが2点ぐらい来ているのですけれども、まず断水になったときに町民にどうやって連絡するのかということと、もう一点、これは再質問なのですけれども、断水に必要なものは飲料水の確保とともにトイレの確保であります。仮に食料が手に入らなくても、安全な水さえあれば人間は1週間程度生きられます。医学的にいったらもっと生きられるかもしれない。しかし、人間の排便は、地面に流すとか掘って埋めるわけにはいきません。断水になれば、一般家庭のトイレについても水がなければ使用できないと思われれます。そこで伺いますが、断水時に水がなくなって一般家庭のトイレが使用できない場合の対応についてどのように考えているのかとさっきの町民に伝える方法、これをお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） まず、町民に対してどのようにお知らせをするのかということでございますけれども、断水の場合は広報車で町内を回ってお知らせする場合と、街頭放送がございますので、そういったものを使いながらお知らせをする形になります。

それと、トイレの関係でありますけれども、確かに断水等すれば、今は水洗化になっている住宅等々がほとんどでございますので、トイレも使えなくなるということになります。そういったことのために、給水車だけでなく、例えば開発建設部だとか稚内建設管理部、旧土現ですね、そういったところでも、こういう被災市町村だとか断水しているために給水が必要だとか、そういった町村に対して散水車だとかそういったものの貸し付けも行っておりますので、あわせて先ほど言いましたように北海道相互の応援に関する協定に基づいて、それに足りない分、供給に足りない分については他の町村から給水車等々の不足する分については支援していただくと、あわせて、1回目の答弁でお話をしましたけれども、災害派遣法に基づいて自衛隊の支援を得ると、そういった対応になってこようかというふうに思います。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは、再々質問も終わったので、質問はできませんけれども、先ほど述べましたが、自然災害はいつ起こるかわかりません。私は、町民に災害時に備えた飲料水や生活用水の備蓄等を広報紙を活用して町として積極的な啓発に取り組み、町民の防災に関する意識の醸成を今後図ってほしいと思います。

以上で私の一般質問を全て終わります。

○議長（村山義明君） これにて細谷さんの一般質問は終了しました。

ここで議場の時計で10時35分まで休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時35分

○議長（村山義明君） 引き続き一般質問を続けます。

受け付け番号2番、議席番号4番、東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 4番、東海林です。私は、大きく3点ほど質問いたしますが、余りぶっきらぼうな質問で失礼いたしましたが、このとおりなのです。

まず、民間アパート助成制度についてですが、これは町長の英断で民間アパートに助成をしようという、そういう制度をつくり、当初予算で予算化もいたしました。議会としてもいいことだなということで予算議決されております件ですけれども、助成までに至る事務スケジュールについて伺いたい。

以上のことであります。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 東海林議員の1点目の民間アパート助成制度について、中原産業建設課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） ご答弁いたします。

助成条例により民間アパートを建設される方（申請者）は、民間アパートの建築確認申請確認済証交付後及び建設工事着手前に認定申請書に建物の図面、整備基準チェックリスト等必要書類を添付して町に提出します。町は、認定申請書受理後、条例に適合する対象者及び賃貸住宅であるかを審査し、適合すると認められれば認定通知書を申請者に通知します。申請者は、認定後に工事着手し、着手後7日以内に町に着手届を提出します。建物が完成し、建築確認申請完了検査済証交付後に申請者は町に完成届を提出します。町は、完成届受理後に完了検査を行い、申請書どおり建物が完成しているか検査をします。町の完了検査合格後及び建物表題登記完了後に、申請者は補助金交付申請書に工事請負契約書、またはこれに準ずる書類、建物表題登記事項証明書等必要書類を添付して町に提出します。町は、補助金交付申請書受理後に建設工事費等申請内容を審査の上、補助金交付額を決定し、申請者に補助金交付決定書を通知します。交付決定された方は、町に補助金交付請求を行い、町は請求書受理後に補助金を支出することになります。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） そういたしますと、今の説明では今の状況は工事着手し、その後の工事を進めている段階でありますね。ちょっとわからないのは、例えば議会の議員の仲間でも、どんな間取りになるのかなとか、誰がどういう正式な名称で工事を申請してやろうとしているのかなとか、臆測では聞いているのだけれども、なかなかその辺がよくわからないところがありました。それで、例えば図面はどのようなとか、大分でき上がったけれども、見せてもらえるのとかと言っても、実は今までの答えは、まだこれが補助対象の申請を受ける、受けないは書類が出てきていないから、わかりませんというような対応だったと思うのです。これが不思議なのです。少なくとも確認申請承認証をもらって、着工前に申請しなければだめだと言っていますよね。この事務手続上、この辺はどんなになっ

ているのですか。期日的にいうと申請はいつあったのですか、着工はいつだったのですか。大分着工は早かったのですけれども、着工した後の段階でのどういうことなのだろうという議員の疑問にも実はまだ答えていません。というのは、一時は図面もありませんという話を聞きましたし、だからその辺をちょっと説明してください。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 今現在認定申請をされて、それに対して町が認定をした民間アパートについてですけれども、5月27日付で現地確認申請書の提出がございました。6月12日付で確認済確認証の交付がございまして、6月20日に認定申請書の提出、6月27日付で町から認定通知を出して、7月2日付で工事着手届の提出がございました。認定申請書の添付書類の中に、建物の図面だとか整備基準チェックリストだとか、そういった添付書類がございまして。それで、図面については、町が認定を承認した場合、それは提示することは可能かというふうに思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） それでは、町側はどう思っているか知らないけれども、新しい制度で町費をもって助成する事業ですよ、こういったものに対して議会チェックをどう思っているのですか、議会議員としての、議会としてのチェック機能をどう出せと言っているのですか。予算認定したから、それでいいという話にはならないでしょう。こういった制度を進める上においては新しい情報をどしどし提供しなければならない、そういう立場に町はあるのではないのでしょうか、私はそう思うのですけれども。私どもが要求しないとそういったものが出てこないというのであれば要求しますし、その辺新しい事業をスムーズに行う。私どももいい事業だと思っているわけで、そういうためにも、どんないい民間アパートが建つのかということも私どもは今からでも町民に知らせる必要もあるだろうと思います。民間だから公にできない部分があると思うとしたら、それは間違いで、これは公費を支出するわけです。助成するわけですから、助成事業について議員に見せられないとか、そういう話にはならないと思います。この辺町長、どうなのですか、整理して、いまだに何もありませんよ、この辺を納得いく説明をしてください。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 東海林議員は職員経験者ですから、私どもと同等ぐらいにいろんな情報、知識を知っていると思いますけれども、町が補助金を出せば監査委員がその事業に対して監査をする権限を有する。当然であります。そういうことからすると、申請が上がってきて、補助金を出せば当然監査委員の監査の対象事業になる。そういうことであります。ただ、これは予算を組むときにいろんなものが決まっているわけでありませんから、希望者がいれば、さっき担当課長が話したとおりの過程を踏んだ中でどのぐらいの補助金が出せるのかと、こうなると思います。申請が上がってくれば、当然申請の上ってきた関係書類を提示するということは、これはやぶさかでない、このように思いますから、これははっきり申し上げて予算計上したときに必ず全部がそろっているわけありません。

そういうことはあろうかと思えますけれども、今お話ししたとおり申請が上がってきて、一つの過程を踏んだら、もうそれは図面等を当然提供して、こういう建物になりますよだとか、こういうことをお知らせすることはやぶさかでない、という認識を持っております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 再々質問は終わりましたけれども、あえてつけ加えておりますが、みんな期待して見ている制度であり、事業でありますから、議員が興味を持つのは当たり前前の話で、そういった面での資料提供は忘れないようにしていただければと思います。

さて、2つ目に入ります。特別職報酬の見直しが必要ではないかということですが、あえて特別職と言っておりますが、ここは特別職等と入れていただいても構いません。私はそっちのほうも見直す必要があるだろうと思っておりますので、そういった観点で、当町は179市町村のうちのレベルからいうと下から5番目、言うなれば最低レベルの町長の報酬になります。これではいろいろ町政運営について町長だけでなく全体の特別職等が士気が上がらないということも考えられますので、特別職報酬等の審議会もあるわけですから、見直しが必要と思うのですが、これはいかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 特別職報酬の見直しが必要ではないかという質問につきまして、私からお答えをいたします。

現行の特別職の報酬につきましては、町長が月額54万5,000円、副町長が52万5,000円、教育長が49万7,000円となっております。全道144の町村中、町村長の報酬が50万円台なのはここに書いてあるとおりの町村でありまして、本町と5町村しかなく、宗谷管内の中で最も低いことと認識をしているところであります。特別職の報酬改定を報酬等審議会に諮問すべきかどうかは、今後の地方交付税の推移や本町の財政状況を見きわめ、一般職給与とも均衡を図りながら慎重に判断をしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 町長も当然知っておりまして、当町の町長の報酬がそういった状況にある。50万円台は5町村、あとは皆60万台ですよ、60万から70万。私は、人口が少ないからとか、人口が少ないといえば音威子府村が1,800人ぐらいでも57万8,000円、人口でないと思うのです。やっぱり町の財政が基本だとは思いますが。そこで、私が強く要望したいのは、町長が自分の給与を上げてほしいという意図を持って特別職報酬等審議会に諮問するとかしないとかというのは、これは自分でやりにくいし、やれないですよ。ですから、これはそれなりの周りの人々、きょうは農業委員会の会長さんや代表監査委員が来ておりますが、自分らの報酬も含めて考えてみたときに妥当なものかどうかというようなことも含めると、これは周りでスタンバイしてやる必要があると思うのです。ですから、私はある意味で、一般質問で東海林という議員が審議会を開けと言

っているよと、時期的に必要なだろうと言っているよということで、ぜひ早急に開くべきでないかと思います。町長は、状況を見ながら、一般職給与との均衡も図りながらということですが、町長がそれなりの報酬に至ったときには当然一般職のいろんな職務条件も変わりますでしょうから、それはそれで波及効果もあるいは後で出てくるだろうと思います。ですから、私は現実的に財政は厳しい、まだ厳しいということはわかります。しかし、実質公債費比率も町長の努力もあって25に近いものを15.8まで下げたという努力もあるし、これからはまだそういったことも期待できると思います。ですから、ただ人口が少なくなったということだけで報酬が決まるということは、決して人間を意欲的にするものではないと思うのです。積極的にまちづくりをするとしたら、そういった条件整備もしてあげなければならないと思います。ここでもう一度申し上げます。私は強く特別職等報酬審議会の開催を求めたいと思いますが、町長、私のこの意見をどう捉えていただけますでしょうか。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 私の持論でありますけれども、私は4期目の使命は本町の財政基盤を強化することだ、そして将来の財政運営に支障が出ないような状況をつくって次世代に引き継ぎたいと、こういう自分の考えを申し上げてまいりました。そういう中で、行政報告でも申し上げましたとおり、24年から25年にかけて1億1,400万ほど交付税が減りました。また、今の情報では、来年度は恐らく1億5,000万以上の地方交付税が減ります。これは、ことしが減った主な原因であります地域経済の活性化や雇用創出の関係で、中頓別町はそれだけで1億2,000万くらい減るという見込みを今情報を得ているところでありますし、また一方、国の基礎的財政収支、14年度、15年度、2カ年間で約8兆円を減らそうと、こういうことを国のほうは考えております。そういうもろもろの情勢を考え合わせると、間違いなく地方交付税はことしよりも大幅に削減をされるという見通しがあるだろうと、私はこういう認識をしております。そういう中で、今早急に開いて自分の報酬を上げると、そういう認識は私はなかなか持てない。ただ、もう一つは、来年の交付税がどういう状況になるのかと、そういう中で特別職報酬等審議会を開くかどうかという判断の一つの材料になるのかなと、こういうようなことで、本年度中に開くという考えは現在持っていないと。しかしながら、今申し上げたとおり来年度中に、地方交付税の推移を見ながら、町の財政状況を見ながら、どうすべきなのかという判断をしてみたいと、こういうことでご理解をいただければなと思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 町長の意図する財政の健全化、まだまだ財政体質を強くしなければならぬ、それが一つの町長の考え方であるということは、これは前から知っていることでして、それを感じながら質問したわけです。今のは再々質問ではありません。町長は、ご自分の立場と財政状況を感じて、そういった形で自分の給料を上げるのはまずいだろうというのは、これは当然わかりますよ、当人であれば。だけれども、町長のほかにも

特別職報酬制度に基づく支給を受けている、副町長はいませんが、副町長並びに教育長やその他の特別職の皆さんのことを考えると、なかなか町長一人で格好よく、私は安くてもいいよというわけにはいかないのが私は本当だろうと思うのです。その辺も考慮して、私としてはぜひ時期を見て特別職報酬等審議会を開催することを考えていただければと思います。

次に移ります。3点目、町の観光施設の運営強化についてということで、これは簡単にピンネシリ温泉はどうか、鍾乳洞はどうなるのかというような言い方しかしておりませんが、私もいろいろ考えはありますけれども、町が今後この2つの施設をどうしようとしているのかをまず伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 3点目の町の観光施設の運営強化について、遠藤まちづくり推進課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） ご答弁申し上げます。

ピンネシリ温泉の運営は、中頓別観光開発株式会社に指定管理者として運営委託を行い、運営管理に最大限の努力をいただいているところですが、ここ2年間は大変厳しい運営状況にあります。町といたしましても、ピンネシリ温泉が町内唯一の保養施設であり、町内外からの利用者があることや十数名の職員が勤務していることなどの状況を踏まえ、今後でもできる限り長く施設運営をしていただけるよう、積極的な支援に努めてまいりたいというふうに考えております。

鍾乳洞であります。中頓別鍾乳洞は、当町において観光の核となる観光資源であり、今日まで洞窟内はもとより、散策路を初めとして周辺環境の整備を図る中で、来場者の方々に気持ちよく豊かな自然環境を満喫していただけるよう努めてまいりました。指定管理者である有限会社中頓別振興公社も日ごろから公園内の整備に最大限の努力をいただいております。また昨年度より鍾乳洞ガイドを配置し、鍾乳洞の魅力を大いにアピールする取り組みを行ってきたことにより、観光客より、公園内の整備が行き届いている、公園内が整備され、気持ちよかった、ガイドの丁寧な説明に感心したなどの意見が寄せられております。多くの方に鍾乳洞を見ていただくことこそが鍾乳洞の魅力や中頓別町の自然環境の素晴らしさを理解していただくことにより町の観光振興につながるものと考え、今後も鍾乳洞内の整備を有限会社中頓別振興公社と協議をしながら取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） まず、ピンネシリ温泉のことなのですが、今後もできる限り長く施設運営をしていただけるよう積極的な支援に努めるというのですが、長く運営管理をしていただくために必要な事項というのはどういう点を押さえておりますか。例えば建物が古くても、清掃管理、それから浴場なんかの場合でも照明が切れっ放しであ

るとか、こんなに長くカランのお湯が出る必要があるのかとか、私どももいろいろ聞いています。そういうことは管理する町はわかっているのかどうか、課題というか、問題点をどう把握しているのか、まずその辺を聞いてみたいと思うのです。それで、課題があるとすれば早目に解決する手だてを考慮しなければなりませんので、それをもって今後も長く運営していただくというふうにつなげていきたいと思うのですが、町としてどんなお考えでしょうか。

鍾乳洞につきましては、私ども議会としてもう5年くらい前から有料化についての考え方を出していました。今のメンバー以外の前回のメンバーのときからの話し合いでしたけれども、ここまで整備したら、もう少し整備して有料化にすべきでないのかと、それはここまでどのぐらいの投資がされているかということを見ると、これは相当な額だなと思って、今ここではちょっと言えないところですが、しかし用地の買収から工事費をずっと積み重ねてくると七、八億ぐらいになるのかなと思うのです。そこまで手を入れた、よくしたということは、将来的には、この場が町民の健康管理のためにはいいことは間違いないのだけれども、観光施設としての値打ちがお金にかわってくるというような期待もあってのことではないかと思うのですが、この辺今まで投資した金額とそのお考えを伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） ピンネシリ温泉の関係について私からお答えをいたします。社長も兼ねていますので、私からお答えをいたしますけれども、施設につきましては63年に建設をして、もう25年経過をいたしておりますし、また宿泊棟については平成2年だと思いましたが、つくりました。しかしながら、今の時代に本当に宿泊室が時代に合っているのかどうかと、バスもトイレもありません。そういう意味では、私どももバスやトイレぐらいは部屋につけられないかなと思っておりましたが、それをするとしたら新しく改築したほうがいいぐらいのお金がかかると、こういうことあります。そういう意味では、宿泊料を高くしないようにしながら、多くの人に安い値段で泊まらせていただく、こういうようなことが必要かなと考えておりますけれども、しかしながら宿泊数につきましては平成23年、24年度を比較すると72%ぐらいの利用率しかなかったと。また、入館者、温泉のほうの利用も23年、24年度の比較をすると81.5%ぐらいの利用者しかいないと、年々利用者の数が減ってきております。そういう中で、1つはやはり委託料の870万円が妥当なのかどうかと、今この計算を担当のほうに指示をしてさせているところであります、特に1点目は委託料の大きな要因になるのが、最賃がここ3年ほど14円、14円、ことしは15円と上がってきております。それから、電気料が来年の4月から約30万ぐらい、ことしと比較をすると上がると、それから温泉を沸かす暖房料の灯油代も値上がりをしております。そういう意味で、現在870万円、今5年ぐらいですか、870万円で委託料がついておりますけれども、今お話ししたようなことでの値上げ等、または賃金のアップ等々がありますから、どのぐらいの委託料にする

ことによって指定管理者である中頓別観光株式会社が運営できるのかと、そういう模索もしないとならないですし、浴場についても一時一部改修をしましたけれども、かなりまた汚れている状況もあります。そういうものをある程度改修をしながら末永くあの施設が運営できるようにしていきたいと、こういう判断を私のほうもしておりますので、恐らく12月ぐらいには本年度の委託料の見直しも含めてまた議会とも相談をさせていただきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） 鍾乳洞の関係であります。

まず、1点目のこれまでに整備費はどのぐらい投資しているかということですが、決算審査特別委員会にまちづくり推進課の決算資料を提出しておりまして、その中にも、15ページになりますけれども、施設整備状況という欄に平成13年から18年まで行われました各種鍾乳洞エリアにおける整備費として総額約4億5,300万ほどの数字を上げさせていただいております。あわせて、土地の取得費につきましては約6,070万円ほどでありますので、合計しますと約5億2,000万ほどになろうかなというふうに思っております。

それから、2つ目の観光施設としての値打ちの部分でありますけれども、確かに東海林議員がおっしゃられたとおり、この間議会のほうからも鍾乳洞に関する有料化の問題について問いかけがずっとありました。これに対して、町といたしましても鍾乳洞の利活用の検討委員会等で議論をしてきた経過があります。その中でも多くは、その委員さんの中からは鍾乳洞に関する有料化には大変慎重な意見が多いという実態もありますし、また鍾乳洞を活用する上で環境の整備を十分行った上で考えるべきでないかという議会からの意向もあります。この間鍾乳洞を利用させていただいた方からの意見の中には、中頓別鍾乳洞につきましては基本的に一般開放している第1洞について鍾乳石あるいは石筍などを直接見ることができない状況でありまして、これに対してこれが鍾乳洞かというご意見もいただいております。つまり鍾乳洞の価値、評価ということについては非常に難しい面がありますので、この間も入場していただいた方から協力金という形で募金をいただいた経過がありまして、例えば平成24年度では約10万8,000円ほどの募金をいただいております。23年度においては約9万6,000円という状況、22年度では8万8,000円ということで、ここ3年間、若干ではありますけれども、少しずつふえてきている状況もあります。入場料を取るといったときにどれだけの方に見ただけなのか、利用していただけるのか、また今のやり方が本当にこのままでいいのかという議論は当然あるかと思っておりますけれども、この利活用に関する、あるいは有料化に関する最終的な結論を町で求められているということであれば、改めてその辺については検討していく必要性はあるかと思っておりますが、ただいづれにしても、今までの利活用検討委員会等での多くの委員さん方からの意見としては有料化には慎重な意見が多いという実態もありますので、その辺はご理解をいただければというふうに思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） では、再々質問をいたします。

まず、ピンネシリ温泉がどんどん利用者が少なくなるという状況は人口減少のほうから見てもわかるわけですが、しかし来ている方は、私は温泉が好きでいつも行くのですが、浜頓別町、猿払村のほうからも来ていた。枝幸町からも来ていた人がいました。また、夏場ですと旅行者が途中寄ってきたという、そういう人もよく話しかけられたりしました。それなりに温泉質がいいねというお褒めの言葉も、私も風呂の中で何回も聞いています。そういうような田舎なりのひなびた温泉をイメージする客には、やはりそれなりに好評な受け方をされているようです。ですから、どういう路線をとるのか、例えばバス一つとっても、何年前のものですか、町が投げたバスですよ、やっと走っているようなバス、温泉地に遊びに行くという夢も希望もないのです。そういう形で、施設設備の改善も含めて何かてこ入れをしていただければなと思いますし、委託料の問題はありますけれども、まだ努力不足のところも見受けられるなど私なりに思っているところもあるのです。社長がいる前と言うのも気の毒なのですけれども、社長としても町長という大任を持っていながらの社長ですから、本来は望ましくないと思います。ある意味で1週間に1回や2回は行けるような、専念できるような社長がいるべきだと思いますけれども、そういう体制の問題も含めて、今後改良できるところはどうか改良するのか、ちょっと伺いたいと思います。

それから、鍾乳洞ですけれども、5億ちょっとだというのですけれども、もう少しかかっていると思うのです。基本的には道事業でやった散策路だってもちろん鍾乳洞に投下した資本ですし、これに土地取得の経費は入っていたのでしょうか。そういうことも含めると相当な投資をしています。投資した理由が将来とも楽しい公園であっていいという考え方でやったのか、将来は観光施設として経済的な活動を期待したのか、この辺今どうこうという答え方は要らないですから、5年も6年も前に議会で持ち上げたことが全然結論が出ないままここへたどってきているわけだから、もういいかげんにこれを真剣に討議して、だめなものだめ、やるものはここまでやってこうしようというような、そういう行政方針を立てたほうがいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） まず、前段の質問でありますけれども、東海林議員もご承知かと思っておりますけれども、今取締役である支配人が来月中旬に退職すると、こういうようなことでありまして、その後釜をやっていただける人も決まりました。そういう中で、今後新しい支配人と十分協議をしながら、施設をどうやっていくのか、またはどういう運営をしていくのかという打ち合わせ、協議をしてまいりたいと思いますし、私はできれば来年度あたり、今度支配人を引き受けてくれた人に社長等をやっていただいて、そうして責任を持ってピンネシリ温泉を運営してもらおうと、これがやはり一番いい方法でないかなと。当然地元の人でありますから、私は十分やっていただけるのではないかと、そういう認識を持っております。そういう意味も含めて、新しく支配人になられる方と十分協議をしながら、そ

してピンネシリ温泉が末永く運営できるようにしてまいりたいということでご理解をいただければと思います。

また、鍾乳洞の関係については、皆さん方もご承知のとおり中頓別鍾乳洞は中頓別町の観光の核であります。そういう意味で、民地であった鍾乳洞を中頓別町の所有にするという悲願を持ってやっております。たまたま競売の関係だとかいろいろなものがあって町の所有にいたしました。中頓別町の観光施設の核であるとともに、道北地域の観光の一つの目玉でもあるのではないかなと私は思います。そういう意味で、これから中頓別鍾乳洞をどういう方向性を持っていくのか、1つはジオパークという話もありましたし、またはジオパークが難しいのであれば、ジオツーリズムの方向性をしっかりと足腰を鍛えて位置づけをしていくと、こういうようなことを含めて十分内部で検討させていくと、こういうことをご理解をいただければと思います。

○4番（東海林繁幸君） ありがとうございます。これで私の質問を終わります。

○議長（村山義明君） これにて東海林さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号3番、議席番号1番、宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 受け付け番号3番、議席番号1番、宮崎です。それでは、1つ目の情報格差の解消について伺います。

市街地における光通信網の整備は、関係各位のご尽力により実現するところとなりましたが、それ以外の区域との情報格差が問題かと思えます。情報伝達速度や情報量はやや劣るとしても、スマートフォンやタブレットはこれにかわる端末として注目してよいと思えます。市街地以外の町民がこれらの端末を購入する場合、また端末を使用しているとしたら、それによって活用できるノートパソコン等の購入費用の一部を補助し、情報格差の解消に努めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 宮崎議員の情報格差の解消について、遠藤まちづくり推進課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） ご答弁申し上げます。

今日の情報伝達方法は目まぐるしく進化し、光通信網の整備が図られていない地域においては、確かにスマートフォンやタブレットは有効な手段であるというふうに思います。光通信網の整備地域において光通信網を利用するには、当然初期費用として光通信を引き込む費用とパソコンの購入費は最低限必要になるものと思います。光通信の引きこみ費用は、使用条件にもよりますが、現在は利用拡大サービスにより実質負担がかからない状況にあります。また、光通信網が整備されていないが、携帯電話の利用が可能な地域であれば、ノートパソコンを接続して利用できるルーターを購入することにより光通信を利用するのと同様な情報伝達を得ることができ、このルーターも使用条件によりますが、実質負担がかからない状況にあり、こうした点からしてノートパソコン等の購入費用への一部補

助は必要ないものというふうに考えているところであります。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 補助は必要ないとお考えになる理由として、光通信を利用するのと同様な情報伝達を得ることができるかとありますが、これは少し言い過ぎかなというふうに思います。同様というのは、光通信と同じであるということになります。もし本当にそうであるなら、市街地においても光通信を導入しなくても他の自治体との情報格差は自然に埋まっていたということになります。市街地だけでも光通信を導入していただいたということは、光通信があるのとなないのとでは違いがあると認めていることになると思います。その違いの大小というのは関係ないと思いますので、まず大前提である市街地と市街地以外の格差があるのか、ないのかということに対してどのような認識をお持ちなのかということがまず1点。

そして、理由について2点目ですが、実質負担がかからないからというふうにあります。ルーターについてお答えをいただいておりますが、スマホやタブレットにおいても今主流となっている実質ゼロ円であるとか実質幾らということだと思います。これは、一括ゼロ円とか一括幾らというものとは違いますので、その点正しく認識をされているのかなというところが疑問です。実質というのは見た目のことで、そういう見方ができるという形ですよね。これは本質というのとはまた違いますので、そして使用条件にもよるわけですから、いろんな利用の形があると思いますので、一括購入の料金というのが存在すると認識をするべきではないかということが2点目になります。

そして、3点目なのですが、ノートパソコンの購入については補助を必要としない理由では触れられていないのかなというふうに思うのですが、補助しないというふうになっています。ノートパソコンや通信会社以外のタブレットの購入というのは、基本的に一括支払いの料金となります。実質ゼロ円というものもありますが、本町に存在しない電波の利用が条件としてある場合が多いと思います。金額的には10万円ぐらいするものですから、例えば2分の1で5万円ぐらいの補助を考えて、4Gの通信を最大限生かせる最新のものを使っていただくというのが格差を縮める対応となるのではないのでしょうかという、この3点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） まずは、1点目の光通信網が整備されているところとされていないところに格差があるかどうかということに対してでありますけれども、基本的にあるというふうに判断しております。ここに書きました部分は、同様のという言葉は言い過ぎではないかということですが、前のISDNからADSLにかわって、そして今の光にという流れがあると思います。そこそこにも格差はいろいろあったと思います。格差そのものは、私どもも認識としてはあるという認識はもちろん持っております。そのための手法として、どういう手法で全町に光通信網あるいはそれに同等な設備をやるかということが一番大きな問題だというふうに思います。今回の質問の中で一番町として

考えていかなければならないのは、スマホあるいはタブレット、それからノートパソコン、こういうものはあくまでも個人の財産の取得に対する対応というふうに考えるべきだというふうに思います。情報格差を解消するに当たって、個人の財産の取得に対する補助ではなく、基盤整備をいかにするのかというのが町としての根本的な役割というふうに私としては理解すべきではないかなというふうに考えていますので、2点目と3点目の考え方にかわるわけですが、タブレットにしてもスマホにしてもノートパソコンにしても、購入費そのものに関しては基本的に個人財産の取得に対する町の助成ということが、これは今回この問題ではなくほかの部分にも影響する問題でありますので、その辺は慎重に対応せざるを得ない項目だというふうに理解をしておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 今お答えいただいたように個人の財産ということも確かにあるかとは思いますが、実際現行の条例等でも個人の財産と言えるような補助は存在しているというふうに私は思いますので、もう少しご検討いただけたらということで、まず1点目の情報伝達についてなのですが、光通信と4Gという携帯の電波の違いは、まず有線か無線かということになると思います。お答えいただいたように、屋内に引き込まれた有線をもとにする光通信と最初から基本的には無線の4Gでは安定性に差があるというふうに思います。自宅や職場では光通信、外では4Gという市街地と、これも先ほどお答えいただきましたけれども、屋内の有線が光でもなければADSLでもない、ISDNまたは衛星無線ということで市街地に匹敵するのは4Gという無線の選択しかない市街地以外の地域の間には、やはり明らかな差があるというふうにはお答えをいただいたと思うのですが、そういう中で市街地で光通信が実現する今だからこそ、これは1世代どころか2世代後方に置かれてしまう地域に対して今できることを考えるべきではないかということが再度の1点目になります。

これも今お答えいただいた再質問の2点目、3点目の各端末についてなのですが、これはそれぞれにお伺いしているのは、所有している端末に違いがあるのではということで、もし補助ということを検討されるなら、例えば最新のノートパソコンを持っていて4Gのルーターやテザリング、またはアクセスポイント機能でルーター化するスマホやタブレットが必要だという人にパソコン限定の補助だとしたら、これは余り意味のないことで、2点目の実質負担というのとつながるわけなのですが、24カ月分割等の実質負担が軽減される契約でも各社は端末代を負担できるということになっていますから、端末代と利用料をはっきりと分けて考える時代でももうないのかなというふうに思いますので、情報格差を少しでも解消するためにはどの端末を必要としても10万円以上の負担が存在すると考えるべきではないかということが2点目になります。

そして、最後なのですが、これも先ほどお話がありましたけれども、本町市街地以外の地域において光通信の実現というのは、利用者数であったり財政負担を考えると現

状では難しいのかなという前提でお伺いをしているわけなのですけれども、もし現時点でいつぐらいまでには実現するというような見込みがあるなら、それを待つというののも一つの対応になるのではということで、この3点について再度お答え願いたいと思います。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） まず、1点目の今できることを当面やるべきでないかということでありまして、先ほども申しましたとおり、基本的に個人財産への補助ということと、それから公共的な社会基盤としての整備というところに関して、どちらを重視して行政としてやらなければならないのかということ考えたときには、私としては基本的には公共的な社会基盤整備を重視してやるべきとなれば、3点目にもちょっとかかわってくるわけですが、今あるいろんな手法は携帯電話の電波を利用した形での先ほどちょっと出ていました衛星を使った取り組みだとかということは往々にして必要というか、そういう方法もあるわけですが、ここにも基本的には町としての負担がどの程度かかってきて、それを利用する人がどの程度負担をしていかなければならないのかと、いろんな要素はあると思います。これについては、もう少し時間をいただいて内容を整理させていただきたいというふうには思います。

それと、端末に関しては端末と使用料を分けるべきではないというお話でありますけれども、実際に考えていただければ、例えば光通信網が整備されている市街地で新たにインターネットをやろうとすると、まず引き込むための費用がかかって、それにつなぐためのパソコンを購入しなければならないと。これをタブレット端末を利用する市街地でやろうとしたときに、そこは携帯電話がつながるという前提がありますけれども、つながるということを前提とすれば、当然タブレットを買う費用がかかって、それに対する利用料は当然のごとくかかるわけで、これは市街地で光通信網を使おうがタブレットを使って市街地でやろうが、これは同じレベルのことでありますので、それを分けて対応するということが本当にいいのかというふうに考えると、私はそうではないのではないかなというふうに思いますので、その辺を踏まえていただいて、改めてこの情報の格差をいかに狭めるのかということに関しては、町としてもできることについては今後もNTTさんに対しても市街地以外への要請活動をやるだとか、あるいは衛星通信をやるためにどういう手法をもって対応しなければならないか、そういうことは十分検討させてまいりながら処理をさせていただきたいというふうに思っておりますので、当面やれることはということはそのことを主にやらせていただいて、個人財産への助成ということは原則としては考えていかないというふうに考えているところであります。

もう一点、その中で光通信網を市街地以外の地域にいつごろまでに見込めるのかということですが、これはNTTさんとの話の中でも、非常にハードルは高い状況であることは間違いありません。そういうことを考えていけば、今の段階でいつということはちょっと明示はできませんので、これも地域の方々の協力を得てやっとここまでできたことでありますので、改めてその辺に対して町ができる範疇の中で要請活動等はやりながら、一

日でも早く市街地全域に光通信網が整備されるような取り組みは今後もしていく必要はあるというふうに認識はしております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 今お答えいただいたように、やはり全町で光が実現するというのが一番だと思うのですが、現状はまだ難しいままであるということで、ぜひ一度市街地以外の地域で生活をしている方々の需要を把握してから、これからとるべき対応というのをご判断いただけたらというふうに思います。

それでは、2つ目のマイナンバー法への対応について伺います。マイナンバー法により行政サービスが変わるということですが、現段階でどこまで想定できているのか。住民基本台帳カードも需要が極端に少ないと聞いておりますが、小規模自治体の町民にとって利点はあるのでしょうか。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 2点目のマイナンバー法への対応について、和田総務課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） ご答弁を申し上げます。

まず、国民にマイナンバーが、付番と呼ぶそうですけれども、つけられて、本人確認の基盤が整えば、平成27年10月から番号カードの交付が始まるというふうに聞いております。交付が始まりましたら、確定申告書にマイナンバーの記載が義務づけされるということで、まず税分野において納税者の所得情報が的確に把握されることに役立つというふうに言われております。将来の利用範囲といたしましては、これは条例によるところだと思っておりますが、年金分野、福祉、医療分野、災害時の罹災証明書や被災者台帳を作成する際の利用なども想定されており、各種申請時の添付書類、代表的なものでいえば所得証明ということになるのでしょうか、等の削減で書類審査の事務が効率化されるということから、自治体事務のワンストップ化が進み、政策の質の向上が図られるというふうに言われております。なお、詳しい内容につきましては、今後政省令がこの後出るということでありまして、それらが公布されてから明らかになっていくのかなというふうに思います。

現行の住基カードにつきましては、これにも本人確認機能はございますが、今までの利用頻度でいいますと、制度が15年度に始まって、本町においてはこれまで28枚が発行されたということで、ここには書かれておりませんが、うち2枚は失効しているということでありまして、住民が余りその点では利点を感じなかったのかなというふうに受けとめております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） まだ国から詳細は示されていないとのことですが、住基カードも利用頻度が低い割には導入経費や人件費がかかったというふうに聞いております。本町の

ような高齢化率の高い町で果たしてマイナンバーの利用があるかどうか、疑問を感じるところですが、導入に当たっての予算化、担当ポジションというのはどのように考えておられますか。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） ちょっと詳細がわからないということで、何とも申し上げられないところがあるのですけれども、先ほど申し上げたとおり、まずは今のところは税分野の利用から始まると言われております。あるいは、その前に並行的に、既存の住基のシステムがございませけれども、その改修に、これには利用の前に来年度から取り組む必要が出てくるのではないかなというふうに今のところ思っております。どこが担当するかということは今のところ決まっておらず、今のところ総務のほうで連絡調整をしておりますけれども、国のほうからは番号制度というのは先ほど申し上げたとおり各業務、広い業務に関係するということもございまして、庁内全体を統括する課を持つべきではないかなというふうに通知をされておまして、当然今後課の問題、課の新設等も含めてどうすべきかというのが大きな検討課題かなというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 既存の住基システムの改修、税分野の利用というところから始まるということで、導入に当たっては住基カード以上に相当な人的負担も伴うことになりそうな感じがするのですけれども、現行の体制で問題はないのか、気になるところです。行政報告でもありました戸籍の電算化、税の分野においても決算ではここ数年滞納分がふえて、徴収率が下がってきているのではというふうにも感じます。従来の戸籍業務や賦課徴収に影響はないのかというのが心配されるころだと思しますので、その点いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） マイナンバーにつきましては、国の政策といいますか、全国一斉に導入されるものですから、これについてはやむを得ないのかなというふうに思っております。ただ、今ご指摘があったとおり、いわば今住民グループのほうでやっております本業のほうはやはり職務の専門性が高い、あるいは今回異動等もあったりして、税の分野あるいは戸籍のほうでは職員が大変な思いをしておまして、さまざまな面でぎりぎりな状態が続いていくのかなというふうに認識はしております。マイナンバーの導入準備以前に、今申し上げたとおり、まず来年以降の税の賦課等に影響が出ないか、私としては非常に心配するところもありまして、その先の今言われた徴収率の問題も考えますと、非常に負担が重いのかなというふうに感じております。なかなか税法だけでは解決しないというか、マイナンバーを考えますと、ITの知識というのでしょうか、そういうのもこれからは求められる。非常に厄介なことかなというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 今お答えいただいたように、マイナンバーの交付というのは決ま

っていることですが、大きな負担になりかねないということですので、それを少しでも軽減できるような体制を整えて取り組んでいただきたいというふうに思います。

私の一般質問は以上です。

○議長（村山義明君） これにて宮崎さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号4番、議席番号3番、本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 受け付け番号4番、本多でございます。2点について質問をしたいと思います。

まず、1点目ですけれども、路線バス無料乗車券の対象拡大をということで質問したいと思います。現在75歳以上の町民が対象となっている路線バス無料乗車券は有効に使われているのか、利用実態をどのように把握していらっしゃるのでしょうか。高齢者にはタクシー利用券もあり、通院の足も今は全町的に確保されているが、それ以外の町民は、役場や買い物等の用事を足す、ピンネシリ温泉に行く、町で行われるイベントや会議に参加する、入院中の家族を見舞うなど、車がないとほとんど不可能です。年齢にかかわらずバスを利用したい町民に無料乗車券を交付すべきではないでしょうか。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 本多議員の路線バス無料乗車券の対象拡大をの質問につきまして、小林保健福祉課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） 路線バス無料乗車券の利用実態については、数年ごとに調査が行われており、直近では平成23年度に乗車券交付者全員を対象とする調査を行っています。回答があった237名のうち、月1回以上の利用が確認できたのは16名でした。交通費については自己負担が基本であり、利用したい町民全てに無料乗車券を交付するというのではなく、高齢者や障害者等、負担が困難な場合や路線の維持等、政策的に利用促進が必要な場合などに限り、公費助成を行うべきものと考えています。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 交通費は自己負担が基本ということですがけれども、役所も学校も保育所も社会教育施設も市街地にしかないのです。催し物も市街地で開かれるものがほとんどです。一昔前とはそういう点で状況が大きく変わっているのではないかと思います。ピンネシリ温泉の送迎バスも今あるのですけれども、小頓別、上頓別方面には行っていません。先ほどピンネシリ温泉の経営のことについてお話がありました。入館者数が年々減ってきているということですがけれども、元気な方が無料乗車券でもあれば、バス乗り場に近い人、沿線道路に近い人に限られると思うのですけれども、ピンネシリ温泉にもしかしたら、送迎バスもあるけれども、送迎バスのない日でも家の近くから乗れるのであれば毎日のように行くかもしれませぬ。ピンネシリ温泉の運営にも影響することですし、そういう町としての応援も必要ではないでしょうか。路線の維持等、政策的に利用促進が必要な場合に公費助成を行うべきということでしたけれども、利用促進は今までも、それ

から今でも、これからも、いつだって必要なのではないのでしょうか。市街地から遠いところに住んでいるために不便、不利益をこうむると、そういうことを思えば、情報格差のお話も先ほど出ていましたけれども、バス代を高齢者でない方々にもせめて半額補助くらいのことを考えてもいいのではないのでしょうか。日常生活上の最低限の用事を足せばいい、病院の送り迎えがあるから十分だろうということではないと思うのです。車のない人、車に乗れない人がいかに社会参加の機会をふやせるか、そういうところもぜひ工夫していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） 地域に生活されている方たちの生活交通に関して少しでも利便性を高めたいという気持ちについては、基本的に同じ認識に立っているというふうに思っています。地域交通の問題につきましては、路線バスの無料乗車券だけではなくて、先ほどお話にありました温泉の送迎であったり、あるいは国保病院の送迎であったり、タクシーのチケットの配付等の施策を総合的に考えていくべきものというふうな認識を持っております。今ご意見のあった助成が適当かどうかということについては、現段階で考え方は先ほど申し上げたとおりでありますけれども、まちづくり推進課のほうでも路線バスの見直しに関連した地域交通のアンケート調査もやっております、この結果なども今後の地域交通を考えていく大きな資料として、検討材料として今後判断されていくものというふうに考えております。その中で福祉的な要素、利用者の負担というようなこともアンケートの中でどのように浮かび上がってくるかということも十分勘案した上で、ご指摘の問題について今後検討させていただければというふうに思います。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 地域交通に関してのアンケートをとっているということですが、アンケートはつい最近配られて、それがどういう結果になるのかわかりませんが、そのアンケートの結果を勘案して、これは町単独でやるわけではないと思うので、それから地域交通はどうあるべきか、どうしたらいいか、さまざまなことを検討していったらどんなに便利なものができるかわからないのですが、それが実施されるまでに、来月や来年の話ではないと思うのです。それまでの間も町民の人たちは現にここに住んで生活しているわけですから、そのすばらしい制度ができるまでの間をどうするか、そのところはやはり町として考えてやっていくべきではないかと思って、また質問をします。

今タクシー券の話が出たのですが、タクシー券は現在70歳以上の人に支給されているわけですが、よく聞かれるのは、75歳になってからバスの無料券をもらっても、バス乗り場まで歩いていく、おりてからまた用事を足す場所まで歩くとなると、これは体力的にとっても無理があって利用できないという、そういう声を聞きます。だから、この券があってよかったとかという声は今は聞かれないです。元気なうちはバス路線に近い人はバスを利用する、70歳になったら戸口から戸口までのタクシーも利用できるという形が自然ではないかと思うのです。タクシーの券が70歳以上でバスの利用券は体力も気力も要る、そ

れなのに75歳にならないと無料券をもらえないというのもちょっとおかしいというか、反対ではないかと思うのです。そういうことで、バスの無料券の交付の対象年齢はタクシーの70歳よりは下げるべきではないでしょうか。全町民と言ったら、それは無理だという話でしたので、せめて60歳とか50歳にできないものでしょうか。対象年齢を多少下げても、それから思い切って必要だという全町民に配ったところで、バスがどの便も満員になるほど利用されるとは到底思えないのです。ですから、たとえ何人かの町民でも、それから人数は少なくとも、この制度が、この券があつてよかった、これがあるから本当に助かると思ってもらえなければ制度としての存在意義がないと思うのですけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） バスの無料乗車券の事業につきましては、平成元年に天北線の廃止に伴ってバス路線を運行して間もなくのころから制度としてあつて、当時は70歳以上ということでありましたけれども、平成15年、10年前に75歳に引き上げられてきたという経緯があります。それと、ここ数年の新規の発行状況なのですけれども、平成21年までは20名くらい申請者が、要するに75歳に到達された方が申し込まれるというのがそれくらいあつたのですけれども、ここ4年くらいの間は3名とか6名とかというような新規発行でありまして、大変ニーズが低い制度と言つてもいいのかなというふうに思います。先ほど申し上げましたように、発行者の中で月1回以上の方が16名しかいなかったと、23年度の調査でありますけれども、そういう利用状況にもあるということであります。おっしゃったように、年齢が高ければ戸口からというようなニーズが高くて、停留所までの移動が難しいというようなご指摘もあるかとは思いますが、正直今の段階で75歳を下回る方たちの中でこの無料乗車券の対象になっていないことで乗れない、乗らないとか、そういったような声を十分に把握できておりません。そういったことも含めて地域の中のニーズを踏まえた検討が必要というふうに考えますので、議員がおっしゃるようなスピード感のある対応というのはなかなか困難なところがありますけれども、先ほど申し上げましたように地域交通全体の中で検証を踏まえて検討していくということでご理解をいただければというふうに思います。

○議長（村山義明君） 本多さん、今の点について何か言うことがあれば、それは構いませんけれども、次の質問に入らないでください。昼食のために休憩をとりますので。

○3番（本多夕紀江君） お昼の時間ということで、私の1問目の質問はこれで終わりたいと思います。

○議長（村山義明君） それでは、一般質問の途中でありますけれども、昼食のため1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

引き続き本多さんの一般質問を続けます。

本多さん。

○3番（本多夕紀江君） では、質問の2つ目について一般質問を行いたいと思います。

公共施設老朽化への対策はということです。インフラの老朽化が言われていますけれども、当町の道路、橋、水道ほか公共施設の現状はどうなっているのでしょうか。特に水道については、総合計画の中に一部地域の配水管の老朽化、浄水場、ポンプ場の機器類が耐用年数に近いとの記述があり、心配です。第7期総合計画の前期の最重点課題の中には、中頓別中学校の耐震化以外盛り込まれていません。公共施設整備等基金は、平成24年度末で5億円に達したようです。以前町長は5億円から10億円を積み立てたいとおっしゃっていましたが、第7期総合計画の中でこの基金をどのように活用して公共施設を整備していくのか伺います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 私からお答えをいたします。

主な公共施設の現状では、町民体育館が昭和41年建設、中頓別中学校の校舎が昭和43年建設、除雪センターが昭和47年建設、自動車学校が昭和50年建設、火葬場が昭和51年建設、町民センターが昭和52年、53年の2カ年で建設をしております。水道施設については昭和53年から56年の3カ年で建設をしております。建設からそれぞれ30年以上経過しているのが現状であります。当町は、過去に国の三位一体改革による地方交付税の大幅な削減や借金の返済に充てる公債費の増加、行政の肥大化による義務的経費の増加等によって大変厳しい財政状況を経験したことにより、二度と同じ財政状況に至らないようにするため、町民や関係者のご協力をいただき、行財政改革に積極的に取り組み、かつ公共施設整備基金を設立し、将来に備えた積み立てをしているところでございます。第7期総合計画の前期計画の中で、現在のところ公共施設の改築計画はありませんけれども、さきに申し上げたとおり、公共施設の中には築後30年以上経過した施設も多いことから、基金の活用時期は近いものと思えますし、また活用の方法は基本的には地方交付税で財源付与が発生しない町債の借り入れを中止し、基金を充当することを考えているところでございます。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 答弁がありましたけれども、水道施設の現状についてもう少し伺いたいと思います。総合計画では、水道の長寿命化計画の策定が2016年となっております。2016年にその計画を策定するということになりますと、実際の改修、整備が始まる、でき上がるのは今から5年後くらいになるのではないかと思うのですけれども、今回の補正予算にも水道の補修関係の補正予算が出されております。一部地域の配水管が老朽化しているということですが、果たして長寿命化計画が実施されるまでもつので

しょうか、心配ないのでしょうか。それと、一部地域というのはどのあたりのことなのでしょう、市街地も東西南北いろいろありますけれども、自分の住んでいる地域が果たして老朽化しているのかどうかわからないのですけれども、一部地域、特にこのあたりが老朽化しているというのを教えていただきたいと思います。水道施設というのは、先ほどの細谷議員の質問にもありましたけれども、水は一日も欠かすことのできないものだと思います。ほかのもので間に合わせるということもできないと思うのです。ここのように冬になって寒くなる、雪が多い、寒い、そういう冬期間であったり、例えば水道管が破裂したとか老朽化して使えないとかという、そういう状況が冬期間であったり、それから酪農家であったりしたら、そういうときの断水に対応できるのでしょうか。水道のことについて。

もう一つは、基金のことですけれども、基金をいかに有効に使うかということについては、どんな基金でもいつでも最大限の努力をされていると思うのですけれども、活用時期は近いということですので、伺います。公共施設はたくさんありますけれども、将来にわたって維持していく施設、または廃止を考えている施設、検討されているのでしょうか。今ある公共施設、社会教育施設とかたくさんありますけれども、全部が全部は必要ではないような気がするのです。その検討の状況を伺います。

それと、公共施設の中で築47年、間もなく50年になるという町民体育館、それから高齢者の人たちにそれこそここにあってよかったと喜ばれている自動車学校、自動車学校はもちろんバリアフリーでもありませんし、トイレも水洗化されていません。しかし、高齢者の免許取得ということよりは高齢者講習という関係ではなくてはならないものだと思うし、これからも利用者はふえると思うのですけれども、体育館や自動車学校についてはどういうふうを考えていらっしゃるのか伺います。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） まず、水道施設のご質問についてご答弁をいたします。

総合計画の実施計画においては、平成28年度に水道施設の長寿命化計画を実施するという計画をしております。その理由については、まず浄水場や各ポンプ場の電気設備類、また機械設備類についていえば、浄水場については平成8年と9年に機器類を更新をしております。その後松音知ポンプ場等々の各ポンプ場の機器類を新設しているという状況から、設置後15年を経過している状況にありますので、将来的に更新をしていかなければならないということもあって、その時期が平成28年が適切だろうということで現在計画をしているところでございます。一部地域の老朽化した配水管ということでございますけれども、例えば藤井地区だとか、そういったところは布設年度が古いところでございますし、近年特に漏水が頻繁に起こっているというのは旭台地区が頻繁に起こっているというような実態にございます。そこで、そういった配水管があるところについては、長寿命化計画まで待って、それから直しますということではなくて、緊急性があるものについてはその都度対応していくということになります。具体的な例を挙げると、去年は豊平地区の

配水管、送水管についても頻繁に漏水が起っておりまして、安全な水を供給するために四百何十万かけて直しているだとか、そういった形で十分点検をしながら対応していく形になるかというふうに思います。そういったことで、できるだけ断水等には早急に対応して、住民の方々に安心して安全な給水を供給できるような体制をとっていくよう努力してまいりたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 青木教育次長。

○教育次長（青木 彰君） 私のほうからは、将来にわたって維持する施設と廃止する施設はどのようなのかという中で町民体育館の話があったと思いますので、その部分についてお答えをしたいというふうに思います。

町民体育館は、昭和41年に建設をされたということで、かなり老朽化は進んでおります。50年代に一度大規模改修をしておりますけれども、見てのとおり大変老朽化が進んでいるという状況にあります。議員のほうからのご質問の中で、6月にもあったかと思っておりますけれども、中学校をどうされるのかというふうなことで、今現在中学校を含めて、町民体育館も関係があるということで教育関連施設整備の基本整備の検討委員会を進めておりまして、その中で10月に提言書というような形で教育委員会のほうに考え方が提出される予定になっております。その中で中学校を今後どうするかということが提言されることとあわせて、中学校の現体育館についての活用についても提言される予定でありまして、その提言の中では中学校の体育館をまず優先的に整備をしながら、将来は町民体育館も現在の中学校の体育館を活用してはどうかというような意見も出ておりますので、現在の町民体育館を今後も継続して使うというふうな考え方については今のところ出てこないだろうというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） はっきり申し上げて、今ある公共施設、いろいろなものがありますけれども、残すか、廃止をするかという検討を十分しているわけではありません。ただ、先ほど申し上げたとおり、町民体育館から水道施設等については全て今後も公共施設として必要なものばかりであると、こういう認識をしているところでございます。そういう中で自動車学校、木造の建物でありますけれども、できるだけ自動車学校の校舎等々を修繕をしながら長く使っていくと、自動車学校だけではありませんけれども、公共施設についてはできるだけ、抜本的な改修というよりもできる範囲で修繕をしながら長く使っていくと、基本的にはそういう考え方に立って公共施設を利用していくと、こういうことになるかなと思います。特に自動車学校だけを申し上げますと、来年度はぜひ合併浄化槽にしたいなど、こういうようなことで、技術を担当する職員のほうにどのぐらいの経費がかかるか積算をしておいてほしいと、こういう申し出をしております。こういうようなことで答弁になればと思いますけれども、ご理解をいただければなと思います。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 水道施設、公共施設について答弁をいただきました。

そこで、もう一つ質問したいのですけれども、長寿命化計画というのが出てきていますけれども、はっきり言ってどういうものか余りよくわからないのです。それが一体どういうものなのか。水道施設では、長寿命化計画の計画策定に400万円の予算が今のところ充てられるというような予定だと思っております。5月末の入札では、公営住宅等長寿命化計画策定業務一式ということで株式会社ドーコンというところが294万円でその計画の策定を落札したというようなことも広報に載っております。今後この長寿命化計画というのがどんなものに、どんなことに適用されていくのでしょうか。計画の策定に300万とか400万とか町外の業者に払われるのであれば、何だかちょっともったいないなと、そのお金で不便なところを直せないものかなとか思うのですけれども、地域の状況とかをよく知る役場として自前でそういう計画を策定することは不可能なのでしょうか。長寿命化計画は一体どういうものなのかということと自前で策定できないのか、これを伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） まず、長寿命化計画というのは、近年国のほうで使い出した言葉というか、計画でありますけれども、議員もおっしゃっていましたように公営住宅であったり、下水道であったり、橋梁であったりだとか、水道もそうですけれども、そういったものの計画を長寿命化計画というふうに言われております。中身については、建物にしる、例えば橋にしる、今までは必要に応じて修繕等は行ってきておりますけれども、問題が発生してから修繕だとか改善を行うということではなくて、予防保全的にきちっと計画をして、修繕すべき建物だとか橋だとかそういったことを決める。また、改善すべきものを決めると。修繕や改善をしても将来的に使い続けることが無理だと判断されるものについては、建てかえだとか、橋であればかけかえだとか、そういった計画になると。そういう計画を立てなければ、現在国のほうで補助金、社会資本整備総合交付金と今言われていますけれども、そういった国費がもらえないということに基本的になっています。

自前でこういった計画をつくれぬのかということでございます。以前も公営住宅の長寿命化計画の予算を提案させていただいたときにも同じようなご質問をされておりますけれども、絶対不可能ということではないのですけれども、現状の分析だとか、またそれを調査した上で今後の計画をつくっていくということになれば、かなり膨大な作業量になっていきますし、今後の計画をつくるに当たっては専門的な知識、専門分野の知識がかなり必要になってきます。例えば橋梁の長寿命化計画については、昨年点検調査を行って、その基礎資料をもとにことし長寿命化計画を策定中でございますけれども、それらについてはコンサルの力、コンサルの専門的な知識プラス大学の先生だとか、そういった方々の意見を聞きながら策定をしていくことになりまして、公営住宅についても、大学の先生まではいきませんが、そういった専門的な知識を得ながらつくり上げていくことになります。ただ、最終的な判断は町でありますので、町で最終的な判断をしながら計画をつくっていくということになりますので、確かに委託料は数百万かかりますけれども、そうい

ったことで計画を立てていくということでございますので、ぜひともご理解をいただければというふうに思います。ちなみに、実施計画で予定している水道の400万というのは、今の段階では全くの概算でございます。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 長寿命化計画といっても、多分業者に計画の全てを丸投げするということではないと思いますので、町民の、それから町の希望ですか、そういうものなるべく入るような計画にさせていただきたいということをお願いして、私の質問は終わります。

○議長（村山義明君） これにて本多さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号5番、議席番号7番、柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 7番、柳澤です。それでは、エゾシカの残滓処分についてお聞きしたいと思います。

本町の酪農草地や山林を食害し、交通事故の原因となり、害獣化しているエゾシカについて、有害駆除等の残滓処分施設整備の検討は進んでいるのかお聞きします。また、コスト、運営の内容についてもお伺いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 柳澤議員のエゾシカの残滓処分について、平中産業グループ主幹に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 平中産業建設課主幹。

○産業建設課主幹（平中敏志君） エゾシカの残滓処分についてご答弁申し上げます。

有害鳥獣処分施設設置検討委員会を6月に立ち上げ、現在までに検討会を2回、先進地視察を2回開催しております。現在道内での処理方法は、化石燃料を用いた焼却施設と発酵種を用いた減容化施設、一般処理施設での埋却処理に大きく分類されますが、検討委員会としては視察等を実施し、検討してきたところ、本町では発酵種を用いた減容化施設の整備が望ましいのではとの方向性で議論されている状況にあります。今後は、施設の管理運営体制や施設の設置場所等の検討を進め、本町での望ましい処理方法、管理運営体制について答申内容をまとめていく予定であります。なお、視察した施設の状況では、発酵種を用いた減容化施設の建設費としてはおおむね1,000万円から2,000万円程度、処理に係る運営経費としましては1頭当たり約5,000円から7,000円程度となっております。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） まず、検討委員会では発酵種を用いた減容化施設が望ましいという方向性だということなのですけれども、これは枝幸町で昨年4月から試験的に行われております枝幸式発酵減量法、これと同じものであるというふうに判断してよろしいのかどうかお聞きします。

それから、検討委員会のメンバーの方々の名簿をもらったのですが、ここに猟友会の方

が2名おります。それで、この施設というのはいわば町民誰もが使えるという施設ではないわけで、猟友会の方々がおよそほとんどのこの施設を使って残滓処分をするということになりますよね。一番大切なのは、猟友会の方々が十分使いやすい施設でなければならぬと私は思うのです。ですから、そういう点では、この検討委員会の中に猟友会の方々がいるので、ここの中で猟友会の方々の施設に対する希望というか、そういうようなものが事項として出されているのかどうか、その点をまず2点目としてお聞きしたいと思います。

それから、私はエゾシカだけに断定して質問してしまったわけですが、有害鳥獣ではエゾシカだけではなくてクマもいますよね、それからアライグマ、このごろ町民のお話を聞くとクマが、現実的な数字は私も把握しているわけではありませんけれども、非常にクマの目撃数がここ1年特に多いのかなという気がします。私もこの1カ月の間に、旧金子さん、敏音知ですね、あそこの道路にクマが座っていた。それから、砂金掘りの兵安通りです。あそこでクマが道路にいた。それから、敏音知、豊平でデントコーンの畑にクマが2頭いた、3頭いたと。この1カ月ぐらい、話だけでもそうやって聞くのです。今までにこんなに数を聞くことはなかったなというふうにも思いますので、エゾシカに限らず、クマあるいはアライグマというものも想定されているのか、3点目としてそれもお聞きします。

それから、これだけエゾシカがふえて、エゾシカに車をぶつけたとか、それからぶつかる寸前だったということは皆さんおよそ、車を運転している方だったら1回や2回は経験していると思うのです。それだけ、食害もありますけれども、交通事故でもし死亡者でも出たらどうするのだろうかというぐらい道路を鹿が横行している。それで、早くこの残滓処分施設をつくって、エゾシカの絶対数を減らしていくということが急務だと思いますので、施設設置時期の目安、いつごろをめどとしているのか、それをお聞きします。

○議長（村山義明君） 平中産業建設課主幹。

○産業建設課主幹（平中敏志君） まず、1点目の発酵種を用いた減容化施設の部分ですが、今現在発酵種を用いた減容化施設としましては発酵菌を使った施設というものと枝幸町で試験的に行われている牛ふんの堆肥化とあわせた形の施設ということで、おおむね2種類あると思いますが、今現在では検討会の中で考えられているのはそのどちらかということではなくて、発酵種を用いた施設の方向でという検討で、具体的に枝幸式でいくのか、発酵菌を用いた施設にするのかというのは今後の管理運営体制、管理運営をどこでやるかというところの問題もあわさって出てくると思いますので、そこともあわせて検討していきたいというところであります。

2点目としましては、猟友会の意向の部分ですが、猟友会からも代表として2名参加していただいておりますが、猟友会としての意向も十分この中で、検討委員会の中でも猟友会の意向を十分に尊重するという形で行うという予定で考えております。具体的には、エゾシカの搬入方法ですとかということで今後具体的な検討を進めたいというふうに考えております。

あと、アライグマ、ヒグマも発酵種の施設に残滓として入れることは可能と考えております。現実に視察に行った施設でもアライグマやエゾシカ、ヒグマも対象としておりますので、それも十分入る施設というふうに考えております。

あと、エゾシカの残滓処理施設の設置の目安でございますが、基本的には平成26年、来年度の設置に向けて、管理運営体制についてはことしじゅうにおおむね検討を進めて、来年の整備に向けて進めたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 発酵種を用いるか用いないかは、それはそれほど大きな問題ではなくて、発酵させて残滓処理をする施設をつくるということだよ。それで、来年度中というのだけれども、検討する期間はまだ半年あるわけだから、雪が解けたらすぐその施設設置に着工するというので、来年度中から残滓処理をそこでするようではなかったら私はちょっと、また1年おくれてしまうので、そのことは十分そういうことで検討してください。なるべく早目に。

それから、言うまでもないけれども、枝幸町あたりは、畜産関係者、畜産関係施設との、いわゆる病気、疾病あるいは伝染病、こういうものに大変神経を使っておられるなというふうに思います。それから、この残滓処理した発酵したものは循環型にはできないですよ。今度それを処理した後その始末をどうするか、そこら辺がこの施設をつくる時の大きな検討課題になるのかなというふうに思います。そこら辺は十分検討委員会の方々も認知されていると思いますので、十分そこら辺は協議して議論していただきたいと思います。

あと、最後に、枝幸町のほうでは地域づくり総合交付金や、それから特別交付税算入などでこの施設をつくられておりますけれども、当町の場合にこういう施設を建てる時の資金等についてこれらの交付金や交付税算入が可能なかどうか、最後にその点についてお聞きします。

○議長（村山義明君） 平中産業建設課主幹。

○産業建設課主幹（平中敏志君） 本町での施設整備に対しましては、国の鳥獣被害防止総合対策事業という事業がありまして、おおむね2分の1以内の助成が来る制度でございますが、それを活用するという予定で今進めているところであります。先ほど言われた議員からの検討の部分については、十分考慮して進めていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（村山義明君） これにて柳澤さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号6番、議席番号5番、星川さん。

○5番（星川三喜男君） 5番、星川です。今回もまた、しつこいなと思われまますけれども、再度旧丹波屋旅館の保存策について質問させてもらいたいと思います。

大正初めに建てられた旧丹波屋旅館は、国の登録有形文化財に指定されたものの、築後

約100年を経て傷みが本当に著しく激しく、修繕費の支援がないため存続の危機に立たされているところでございます。国の指定に当たっては教育委員会が大きくかわり、そして存続支援を約束していたが、これまでもう13年ですか、何ら具体的な動きはなかったです。そこで、文化財については観光、教育という面での歴史、文化的価値を高めるため活用が図られるべきと私は考え、次の2点をお伺いいたします。

まず、1点目、国、道指定文化財を含む文化財の保護、保全基金をつくり、町内にある文化財を一体的に保護する財源にすべきではないでしょうか。

2点目、旧丹波屋旅館を町有とし、内部を展示、公開すれば観光事業の振興に大きな役割を果たすと私は考えますが、いかがでしょうか。

それで、今質問しましたけれども、さきに答弁書をもっているわけなのですが、私は町有としてということを知っていますので、この答弁書の中にその答えが書かれておりませんので、それもあわせて答弁してもらいたいと思います。

○議長（村山義明君） 米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） 星川議員の旧丹波屋旅館の保存策についてお答えいたします。

まず、1点目でございますが、文化財の保護、保全基金の関係でございます。これにつきましては、本町の区域内に所在する文化財は中頓別鍾乳洞や旧丹波屋旅館、また文化財的要素の高い砂金掘り跡地や高山植物群生地などがあります。それらの保護、保全については、その時々状況に合わせた対応と補助金制度の活用や現状の確認、調査などに努めてまいりたいと考えており、現時点では基金の創設は考えておりません。

2点目の今ご指摘ありました町有、それと観光事業の振興の関係でございますが、まず町有については、以前も申し上げたとおり町有とする考えは今のところ持ち合わせておりません。旧丹波屋旅館の活用について、これまでも各団体などからも意見をいただきながら検討してきましたが、これといった活用策がありませんでした。また、平成23年度には旧丹波屋旅館を含めて旧天北線観光ツアーが企画されましたが、最少携行人数に達せず、未実施となったと聞いており、観光事業としての取り組みは難しいと考えております。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） まことにありがとうございました。そういう答弁が来ると私は思っていました。またしつこいようですが、私も3月の定例会にしていますが、所有者と教育委員会とで交わした協議事項確認をもう一回読ませてもらいたいと思います。教育長、よく聞いておいてください。ここには大変なことも約束しております。確認事項、丹波屋旅館については将来とも保存を前提として対応していく。2番目、保存を考えると所有者個人での対応は難しく、所有権を町に移転することを所有者が了解している。3点目、町が所有者となった場合、早期修繕が必要な箇所があることを考えると、その所有権移転の手続についても早急に進める必要がある。現段階としては、所有者の新しい住宅等の確保問題もあり、今年度中は移転はない。これは、交わされたのは平成11年4月19日のことです。それと、4点目、所有権を町に移転する場合の条件は、今後両方、要する

に教育委員会、所有者とで協議、決定する。あと、5点目は、文化庁登録文化財の登録手続を早急に行うということで、所有者と協議した記録が残されています。私が一番言いたいのはここなのです。ここまで教育委員会と所有者との確認事項がなされているにもかかわらず、私がこうやって指摘するまで十数年間ほったらかしです。それが教育委員会として行う仕事ですか、行動ですか。町民を何とと思っているのか、私は本当にこれは怒り心頭、湧いてくるばかりです。

今まで教育委員会が先頭になって国の登録文化財の手続をし、そのときに教育委員会を中心に保存会を立ち上げて一生懸命やっていたのです。そのメンバーも私はわかっております。それをやりながら、ここ十数年間ほっておくということはないのではないのでしょうか。まことに情けない限りだと私は思っております。そして、この質問を何回もしなければならぬということは、この確認事項を教育委員会が無にしているからです。これを早急に速やかに対応していけば、私はこういう質問を何回もしません。町民との約束を守っていないから、私は数回にわたり質問させてもらっているわけです。交わした後、教育委員会はこのことに関して教育委員会議を何回開いていますか。それと、今教育長が答弁して町有化は全く考えていませんと言いましたけれども、それが教育委員会議での結論ですか。教育委員会も教育委員もちょっとおかしいと私は思います。町民との約束、子供には約束を守れ、ましてこれは口約束ではないです。書面で残っている文書に対して教育委員会がこのような姿勢をとるといふのは、私は全く腹立たしいと思う。この約束をもとに、町有化の有無をあわせて再度答弁してもらいたいと思います。

それと、2点目です。8月の21日、道新の新聞で、あれは私が取材を受けて、その後教育長のほうに確認のために取材したと聞いております。その中で、教育長は地域づくり活性化支援補助金事業、要するに1,000万のことだと私は思っておりますが、費用の半分、つまり1,000万まで補助できる制度を活用してほしいと答えているわけですが、もし文化財としての丹波屋の修繕費が2,000万かかるとしたら、これを該当するとの発言ですか、そこら辺もあわせてお答えしてもらいたいと思います。そして、町長は鍾乳洞は町の核だと先ほど言うておりましたが、丹波屋は宗谷管内の入り口です。宗谷管内の目です。あれをもとにして天北線が栄えていったわけなのです。その建物を教育委員会は約束しておきながら、今まで何も手助けをしていないということに対して怒り心頭です。先ほどの質問について答弁願いたいと思います。

○議長（村山義明君） 米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） 先に協議書のほうから答弁したいと思いますが、前回もお答えはしたのですが、この協議書の中身については、事務局から文化庁の調査結果、それから町の文化財保護委員会での協議内容、これらを説明をいたしました。そして、登録文化財としての基準を満たしているという意見をもらったということ、それから登録した場合の優遇措置の説明とあわせて、改修における助成は受けられないなどのことを説明してきたところでございます。所有者のほうからは、将来的にもこの建物を残しておきたい

が、個人的に維持していくのは大変不安があり、町が所有者となることもやぶさかではないとの考えや地域住民のために保存をしたいというようなことの見解もありました。そしてまた、登録手続もしてほしいという話があった中での確認とっておりますけれども、その中で、この時点では町が所有者となることもやぶさかでないという考えや、また移転した場合はというような話し合いの中で現時点では居住をしており、難しいというお話があって、その中で町が所有者になるから、ならないからというような話ではなかったと聞いております。平成12年になってからでございますけれども、その後も将来的に町が保存できるのであれば退去する気持ちがあるが、木工作業を続けたいので、今後10年間ほど居住をしたいと、それからまた町指定の文化財に登録してほしい等のお話もあったところでございます。その時点でもまた改修に係る助成を受けたいというお話も当然出てきました。その中で実際問題になったのは、居住を続けるということで話がなかなか進展しなかったのかなというふうには考えているところでございます。

それと、あわせて登録文化財の関係もそういった要望等がありまして、これもまた前回お話ししたのですが、要望があって、それから教育委員会がそれらの承諾書か内諾書か、それをもらいながら、道を通じて道教委に通じ、そして文化庁に出すという手続上の流れが当然でございます。そんな中でのかわりも当然しております。また、その間平成15年ごろからだと思っておりますが、登録を抹消したいというような申し出があって、その辺につきましても抹消手続等に関しては教育委員会も協力する段取りというか、そういう方向では進んでいったのですが、その時点で、確かな記憶ではないのですが、徐々に壊したいというような申し出があった。確かに一遍に壊すとお金がかかりますので、少しずつ壊したいというお話があって、その辺も確認したのですが、実際に壊す時期等がはっきりと決まった上でなければだめだというような回答をもらい、その旨も伝えた経過がございます。それから、8月21日の新聞の件で、補助金の関係ですが、限度額1,000万かということでございますけれども、これは要件が出てきて、申請書が出てきて、申請内容を見た上で、補助金額の限度であれば、その内容に合致するのであれば当然そういった方向性に、援助していく、支援していくという形になるのかなと、そういうふうにご考えております。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） 教育長、私が言いたいのは、協議録の中でこういうことを取り交わしている中身をみんなと話し合いしているのかということなのです。前向きに考えてやっているのかということなのです。この協議録の中に、今後における町側の対応というものもあります。保存を前提として対応していくのです。そして、町として保存の方法や改修計画等について検討していくとも書いてあるのです。重大なことです。私は、この中身の一字一句を教育委員会議で話し合っているのか、そこを知りたかったのです。それが教育委員長が出した言葉なのですか。私は、そういう教育委員会、委員なら要りません。文化財でありながら、それを放置しておく、そんな教育委員会ありますか、どこにあります。

もっといろんなことを本当は聞きたかったのですけれども、今の教育長の答弁でまたもや愕然です。前向きに何も考えていないです。違いますか。

我々は、保存会を今回地域で立ち上げました。それは、委員会が何も手出ししてくれないからです。地域の人方は、やはりこれは壊すのはもったいない、何とかして残したいという気持ちですよ、皆さん。地域住民が会員となり、そして役員も10名ほどついてやっております。そして、今一生懸命試行錯誤して役員会で話し合っていますよ、今後の活用方法。その中で、私もこういうことを、協議確認事項のことも皆さんに伝えました。そうであれば、町にやっぱりやってもらおうではないかと。それで、私たち地域が頑張ってきたそれに助けを出そうと。まずは先に町でしょう、これは。こういった約束をしておきながら、今まで何らの形も出さない。結局は、町は所有できません。十数年前の約束かもしれないけれども、これは継続している約束でしょう。

もっともっと教育長に聞きたかったのですけれども、愕然といたしまして聞く余地もなくなってきました。再度、教育長、これをもう一回考え直す必要ありませんか。これを考えてくれなければ、私はこの協議録を町民に公表したいと思います。それで、教育委員会の質も皆さんに問いを立てて、やっぱりこれは教育委員会のほうが悪いでしょうと、私はそこまでやりたいです。教育長の答弁、その答えが中身をよく一字一句考えてもらって検討した結果なのですか。こういうことでやっていくのであれば、私個人が今所有者に、そうしたらもう捨てましょうと、町にやりましょうと、そう言ったら町はもらわなければならないのです。そういう約束ですよ、これは。そして、地域の人らがこれから汗水流して何とかして保存していこうということで一生懸命やっているにもかかわらず、それにくいを打つものです。教育長、再度考えての答弁をゆっくりお答えください。

○議長（村山義明君） 米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） 先ほどの答弁漏れもございましたので、教育委員会議にかけたのかということでございますけれども、教育委員会議にはかけてはございません。報告でございます。

そしてまた、先ほど来出ていましたけれども、教育委員会の中で保存会を立ち上げたということが議員のほうから言われていましたけれども、その辺は私は承知しておりません。実際にあったかどうかというのはわかりません。

そしてまた、中頓別町の旧丹波屋旅館保存会の会長さんであります星川さんが教育委員会にお見えになったときに、補助金のお話もしたところでございますけれども、当初から言っておりますけれども、当初から助成というか、そういったものは出せないというか、ない中での保存だという考えで町もずっと出してきていないのが現状でございます。そしてまた、改めて町有にするのは難しいというのは、以前もお話をした中で、理事者もたしか行ったと思うのですけれども、所有者と藤井地区かどこかで会ったときにお話をして、町で保存なり解体なりしてくれといったお話があった中では、なかなかそれは難しい問題ですよというお答えをしたという答弁もありました。また、私どももずっと、私のほうで

も、先ほども言いましたけれども、町有にするという考えには至っていないと。そしてまた、この協議書の関係でじっくり考えて答弁せよということでございますけれども、今も答えたところなのですけれども、この協議書の中にこの後先が実際あります。この協議書というのは、協議した中での確認事項であるというふうに私も判断しておりますし、前担当者からも聞いておりますけれども、その中では話し合った中身を書いたものであって、これが俗に言う確約だとか、そういったものではないというふうに聞いております。その中で、先ほども言ったように、これはあくまでも町が所有者になるという前提でやったものではないというような判断をしております。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） もう再々質問が終わったのですけれども、最後の答弁でそれは確約したものではないということなら、これは何のための書類ですか。

（「確認書」と呼ぶ者あり）

○5番（星川三喜男君） それでいいのですか。

（「確認です」と呼ぶ者あり）

○5番（星川三喜男君） お互いに確認したのだろう。確認したら約束ではないのですかと問いを立てても、これは再々質問ですね。

そうしたら、最後に言わせてもらいます。先ほどの1,000万のことなのですけれども、1,000万を助成するのであれば、町有化して、町有化した後に1,000万を修繕費としてかけて、そこに、私たち地域が今取り組んでいる保存会で皆様から寄附をお願いしている、皆さんの協力でどのぐらい募るかわかりませんが、それをプラスして今後町有化した後にそれを運営費もしくは修繕費に充ててもらいたいと思います。

それと、最後に、この議事録を私は町民の皆さんに見てもらいたいと思っております。

以上、終わります。

○議長（村山義明君） これにて星川さんの一般質問は終了しました。

以上で一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

議案第46号

○議長（村山義明君） 日程第10、議案第46号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第46号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について、吉田参事に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（吉田智一君） それでは、私のほうからご提案を申し上げます。

8ページをお開きください。議案第46号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてです。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更する。

平成25年9月25日提出、中頓別町長、野邑智雄。

11ページをお開きください。北海道後期高齢者医療広域連合規約変更の説明要旨です。北海道後期高齢者医療広域連合から規約の変更について協議があったので、議会の議決を求めるものでございます。

規約の一部変更する理由につきましては、住民基本台帳法の一部改正等に伴う北海道後期高齢者医療広域連合規約別表第2備考2の変更をする必要が生じたためであります。

10ページをお開きください。新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表の現行の別表第2、備考2のうち「及び外国人登録原票」を削るものでございます。

9ページの附則ですが、1、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定による北海道知事への届出をした日から施行する。

2、改正後の別表第2備考2の規定は、平成26年度以後の年度分の負担金について適用、平成25年度以前の年度分の負担金については、なお従前の例による。

以上、簡単でございますが、説明にかえさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第46号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更の件は原案のとおり可決されました。

議案第47号

○議長（村山義明君） 日程第11、議案第47号 平成25年度中頓別町一般会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第47号 平成25年度中頓別町一般会計補正予算につきましては、和田総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） それでは、議案第47号 平成25年度中頓別町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

まず、議案の1ページをお開きください。平成25年度中頓別町一般会計補正予算。

平成25年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,643万1,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ28億6,881万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年9月25日提出。

それでは、事項別明細書、歳出からご説明を申し上げます。8ページをお開きください。1款議会費、1項1目議会費でございますが、既定額に3万3,000円を追加して、4,582万1,000円とするものでございます。内訳につきましては、10節交際費で葬祭の香典等の支出が多く、同額を追加計上するものでございます。

9ページでございますが、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費では、既定額に87万2,000円を追加し、1,769万4,000円とするものであります。内訳は、11節需用費におきまして、ことしの大雪で屋根の軒先が折れた松音知会館屋根の修繕料として同額を計上するものでございます。なお、財源につきましては、歳入でもご説明いたしますが、建物災害共済保険金で74万1,000円、自治会の負担額につきましては一般財源と同額の6万6,000円というふうになってございます。

5目企画費では、既定額に970万円を追加いたしまして、8,000万2,000円とするものでございます。内訳は、15節工事請負費として市街地防犯灯LED化のため970万円を追加するものでございまして、国の社会資本整備総合交付金及び道の地域づくり総合交付金の双方の補助金がついたということでございまして、当初本年度で予定していた105基の整備から道路照明を合わせました193基に変更いたしまして、事業年度を前倒して省エネ化の推進を図るものでございます。詳細につきましては、担当課から配付された資料がございますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

8目防災対策費では、自治会連合会名義で実施する防災用毛布購入補助事業が不採択ということでございまして、節の変更を行うものでございます。当初自治会連合会への補助

金 218万8,000円を予定しておりましたが、これを18節備品購入費とするものでございます。

10目情報推進費では、既定額に9万5,000円を追加し、844万5,000円とするものでございます。内容につきましては、現在庁内で使用しているグループウェアのソフト、これはメールとかスケジュールとか掲示板等を利用するソフトでございますが、使用期限が切れるために、12節役務費として新しいバージョンにするための作業費を計上するものでございます。ソフト自体は無料でございます。

2項徴税费、1目税務総務費では、既定額に20万円を追加し、552万3,000円とするものでございます。内訳は、23節償還金利子及び割引料で同額を追加しております。平成24年度予定納付された法人税の還付申告に伴いまして、還付2件が発生したことによるものの補正でございます。

10ページをごらんいただきたいと思います。3款民生費、1項社会福祉費、4目障害者福祉費では、既定額に97万6,000円を追加して、8,603万6,000円とするものでございます。内訳は、23節償還金利子及び割引料で平成24年度分の障害者自立支援給付費国庫負担金2万円ほか、事業費精算による各種の返還金でございます。

6目重度心身障害者特別対策費は、既定額から30万円を減額しまして、845万円とするもので、本年度から養育医療及び育成医療に関する事務が権限移譲されたことに伴いまして、この次に説明する2款児童福祉費、8目養育等医療費を新たに新設し、振りかえるものでございます。

2項児童福祉費、8目養育等医療費は、今申し上げた目の新設で新たに60万円を計上するものでございます。内訳につきましては、養育医療分30万円に加え、育成分30万円の計60万円を扶助費として計上するものでございます。

11ページでございます。4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費では、既定額に12万円を追加し、9,708万8,000円とするもので、19節負担金補助及び交付金で南宗谷衛生施設組合負担金を同額追加するものでございます。内訳につきましては、退職職員組合負担金精算納付金が当初計上されていなかったということによるものでございます。

12ページをお開きください。6款農林水産業費、1項農業費、2目農業振興費では、既定額に5万5,000円を追加し、7,200万1,000円とするもので、9節旅費で農業担い手育成事業の就農相談会に係る普通旅費、札幌1泊2日を追加計上したものでございます。

13ページでございますが、8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費では、既定額に72万円を追加し、3,747万4,000円とするもので、8月27日の豪雨により町道2路線で被害があり、11節需用費で町道中頓別弥生線のり面復旧工事に41万円、町道敏音知原野線のり面復旧工事に31万円、合わせて72万円を追加するものでございます。

8 款土木費、5 項住宅費、1 目住宅管理費では、既定額に 9 7 万円を追加し、1, 0 7 9 万 4, 0 0 0 円とするもので、内訳は 1 1 節需用費で高齢者向け住宅 2 1 戸の F F 式ストーブの給排気筒の取り付け位置を高くするために 7 7 万円、あかね拡充団地特定公共賃貸住宅の石油給湯器 1 台が修繕不能となりまして、その交換に 2 0 万円を計上するものでございます。

2 目住宅建設費では、既定額に 1, 2 0 0 万円を追加し、4, 1 0 1 万 7, 0 0 0 円とするもので、1 9 節負担金補助及び交付金で新たに民間賃貸住宅 1 棟 4 戸の建設が予定されているため、助成金を追加計上するものでございます。

1 4 ページをお開きください。1 3 款諸支出金、1 項 1 目特別会計繰出金では、既定額に 3 9 万円を追加し、1 億 5, 0 6 3 万 4, 0 0 0 円とするもので、2 8 節繰出金で介護保険事業特別会計繰出金として地域密着型介護サービス給付費、認知症対応型共同生活介護事業に対するルール分を支出するものでございます。

5 ページにお戻りください。歳出合計、既定額に 2, 6 4 3 万 1, 0 0 0 円を追加し、2 8 億 6, 8 8 1 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。

続いて、歳入についてご説明申し上げます。6 ページをお開きください。1 3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金では、既定額に 3 0 万円を追加し、5, 5 9 7 万 8, 0 0 0 円とするものであります。内訳は、歳出の民生費でご説明のとおり、養育等医療費 6 0 万円に係る国庫負担金を計上したものでございます。

2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金では、既定額に 6 7 9 万円を追加し、6, 6 7 4 万 6, 0 0 0 円とするものであります。内訳は、歳出、総務費の企画費のほうでご説明のとおり、市街地防犯灯 L E D 化改修に係る充当財源としての社会資本整備総合交付金でございます。

5 目土木費国庫補助金では、既定額に 6 0 0 万円を追加し、2, 9 7 7 万 5, 0 0 0 円とするものでございます。内訳は、歳出、土木費の住宅建設費でご説明のとおり、賃貸住宅建設促進助成金に係る充当財源としての社会資本整備総合交付金でございます。

1 4 款道支出金、1 項道負担金、2 目民生費道負担金では、既定額に 1 5 万円を追加し、4, 3 8 5 万 8, 0 0 0 円とするものでございます。内訳は、歳出、民生費でご説明のとおり、養育等医療費 6 0 万円に係る道負担金を計上したものでございます。

7 ページでございます。2 項道補助金、1 目民生費補助金では、既定額から 1 5 万円を減額し、5 8 4 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。内訳は、歳出でご説明のとおり、事務の権限移譲に伴う重度心身障害者医療給付事業補助金の減額となっております。

6 目総務費補助金では、新たに 6 8 0 万円を計上するものでございます。内訳は、歳出、総務費の企画費でご説明のとおり、市街地防犯灯 L E D 化改修の充当財源である地域づくり総合交付金でございます。

1 8 款繰越金、1 項 1 目繰越金では、既定額に 5 7 3 万 5, 0 0 0 円を追加し、1, 6 5 5 万円とするものであります。内訳は 1 節前年度繰越金で、歳出、一般財源に充当する

ものでございます。

19款諸収入、6項1目雑入では、既定額に80万6,000円を追加し、920万4,000円とするもので、1節雑入として、松音知会館屋根修繕工事に係る建物災害共済保険金74万1,000円及び自治会負担金6万6,000円を追加するものでございます。

4ページ、歳入合計、既定額に2,643万1,000円を追加し、28億6,881万9,000円とし、歳入歳出のバランスをとっておりますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 歳出のほうですけれども、9ページで質問いたします。まず、4目財産管理費の松音知会館屋根修繕料ということですが、自治会の負担と町の一般財源からの負担とほぼ同じ金額ということになってはいますが、町の中にはほかにも会館がたくさんありますけれども、ほかの会館も修繕が必要になったら、松音知会館と同じような割合で保険と自治会と町の負担と、同じような割合になるのでしょうか。

もう一つは、企画費のLED化ですが、資料のほうを見ますと25年と26年の2年間にわたってLED化というような計画だと思っておりますが、25年に行われるところ、それから26年に行われるところ、これはどういうふうにしてというか、いろいろ事情もあるのでしょうけれども、早くやる、後でやるというのをどういうふうに決められたのか伺いたいと思います。

あと、防災用毛布350枚購入するということがありますが、これはどこに保存というか、置くことになるのでしょうか。

以上を伺います。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） まず、松音知会館の町の負担金に係ることでございますけれども、他の自治会館についても同じようにするのかということですが、町が所有をしている自治会館については町の火災共済の保険に加入をしております。それで、過去も例えば屋根の塗装の塗りかえだとか、そういった高額な修繕費がかかった場合には、自治会のほうの要請に基づきまして、かかる経費の2分の1ずつを自治会と町とで負担をしているというふうに取り扱ってきておりますので、今回もそれに基づいて行っておりますし、今後もそういった形で取り組んでいくものということでございます。

それと、LED化につきましては、平成25年度で防犯灯で102灯、道路照明灯で91灯、平成26年度で防犯灯で60灯、道路照明灯で86灯の146灯、2カ年合計で339灯の計画をしております。そこで、平成25年度で予定しているLED化については、自治会で管理している防犯灯のうち、電柱に共架しているもの、また道路照明灯、これはデザイン照明のことでございますけれども、自治会が管理しているものをLED化するこ

ととしております。あわせて、町管理のものについてはデザイン照明で72灯を計画しております。それで、基本的には、LED化につきましては自治会で管理している防犯灯、また道路照明灯を優先して取りかえるということとしております。平成26年度に行う計画としているものについてはポールと街灯が一体型のもので、老朽化によってポールが腐食して取りかえが必要であろうと、もしくはポールが当分の間もつかどうかさらに調査が必要だというようなものについては、26年度に計画をしております。また、ポールの取りかえが必要なものについては、近接した電柱に共架することができないか、またポールから取りかえることがいいのかどうかと、そういったことを今後自治振興会と十分協議をしてから決定をして、実施していきたいということでございます。あわせて、防犯灯の中にも国道だとか道道に接しているものもでございます。それらについては、開発建設部や稚内建設管理部のほうに要請をして、LED化にしてくださいということで要望していること、その結論を待ってから26年度に実施をしていきたい。もし町でやる必要が生じた場合は実施をしていくというようなことで考えておりました、そういうことで平成25年度に実施する計画のものと平成26年度に実施する計画のものということで振り分けをさせていただいているということでございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） 毛布の関係でございますけれども、これは従前の議会でもご説明をしているかと思っておりますけれども、今のところ保管場所につきましては小頓別、敏音知、旭台、青少年柔剣道場あるいは町民センター、役場といったような保管場所を考えてございます。

○議長（村山義明君） 山本さん。

○6番（山本得恵君） 歳出、13ページ、8款2項の道路維持についてお伺いをします。

弥生線のり面復旧工事、敏音知原野線のり面復旧工事についてちょっとお尋ねしますが、弥生ののり面については今月の17日に委員会で視察をしました。その際に現場へ行ってみましたが、あそこの崩壊部分は非常に地山がかたい。岩石のような地山で、あの上にも芝を張ってもすぐ崩壊するのではないかというふうに考えられます。その上のほうも既にもう膨らんできて、崩壊寸前のように見えましたから、41万円ぐらいの予算でできるのだろうかという疑問がありますし、もう一度あれを確かめて、上のほうに側溝でも入れない限り、同じような状態が続くというふうに思いましたし、もう一点、敏音知ののり面については、完成して1年たちましたか、なのに既にのり面が崩壊、あれは私は施工のミスではないだろうか。そうなりますと、受注業者が手直しするのか、町が予算を出してこれを復旧するのかについてお尋ねをします。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） まず、中頓別弥生線の関係でございますけれども、敏音知も含めてでございますが、予算説明資料にも、簡潔ではありますが、記載をして説明し

ておりますが、8月の中旬から下旬にかけて短時間に大雨が降った日が続きまして、そのことによって、本来は通常の雨であれば十分もつところのり面等の崩壊があったということをごさいます、まず弥生線についていえば、山本議員がおっしゃるように、上のほうに側溝をしてはどうかということをごさいますけれども、今回のり面を直せば来年までには活着もきちっとできるだろうというふうに判断をして今回予算を計上させていただいているということをごさいます。それと、中頓別弥生線も敏音知原野線も両方にかかわることをごさいますけれども、先ほど8月中旬から下旬にかけての大雨というふうにご説明をしましたけれども、具体的に言えば、気象庁や稚内建設管理部の記録では8月の1時間当たり20ミリ以上の雨は、まず11日に中頓別地区で1時間30ミリの雨、寿地区で1時間21ミリの雨、12時間雨量では中頓別地区で75ミリ、寿地区で79ミリを記録しております。そのほか、中頓別地区で8月15日が1時間当たり26.5ミリ、8月23日が1時間当たり20ミリと。合わせて3回ごさいました。10ミリ以上の雨についても8月27日の19.5ミリを初め4回あったということで、ことしについては短時間に集中して大雨が降っているということをごさいます。ちなみに、1時間当たり20ミリ以上の雨というのは、国の災害復旧事業の対象になり得るといいますか、対象になる時間当たりの雨量をごさいます、それがことしについては8月だけで、それも半月の間の中で3回もあったというような異常気象とも言えるような状態をごさいましたので、山本議員がご指摘されております施工ミス等々ということではなくて、そういった大雨による崩壊であったということで今回予算を計上させていただいているということをごさいますので、ぜひともご理解をいただければというふうに思います。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 今の件についてですけれども、今の説明で8月に豪雨があったと、それが通常の雨ではなかった。だけれども、あれぐらいの雨は通常の雨の範囲だと私は思うのです。テレビで川が氾濫したとかと日本各地ですごい被害がありましたけれども、あそこまでいなくても、こんな雨経験したことないというような雨ではないわけでしょう。ざあという集中豪雨というのは、毎年町内どこにでもあるでしょう。あれを10年に1回みたいな物の言い方するけれども、私は通常の毎年どこかである雨だと思います。それで、特に敏音知あたりは、あれはどう見てもほかから水は来ないでしょう、あの道路以外。弥生線は上のほうがあるので、上のほうから雨水があそこへ集中したということは、まだその上まで私は見ていないのでわかるのですけれども、敏音知線、あれはどう見たって道路の上の水しか流れないでしょう。それが1年たって崩壊したと、それで今山本さんも心配して、こんな金ぐらいいもつのかと言ったら、今復旧したら来年まではもつでしょうと。それでもつぐらいなら、そしたら何で今回もたなかったの。どうもそこら辺が災害だ、災害だで事を終わらせようとする。別に直すなど言っているわけではないし、直すことにお金を使うことは私もいいの。ただ、現地を見たときに意見として委員からも出たけれども、何でここが崩れたのだという原因をきちっと把握しておかないと、崩れたから、予算をつ

けてまた張りかえればいいのだではまた崩れるでしょうということを自覚してもらって、少なくともあれぐらいの雨は異常な雨ではない通常の雨だと私は思うので、確かに国からお金が出るから、そっち側の手続は災害で出してもいいけれども、あれは災害的な理由にするにはちょっとお粗末だなと思うので、まずは何で崩れたのだ、何でここに水が集中したのだという原因をしっかりと確かめて、調査して修理していかないと、また来年同じところが崩れるということがあり得るので、そこら辺しっかりと調査して、手をかけてほしいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 雨量、事象の関係について先ほど説明をいたしましたけれども、通常の雨だと、ただ近年特に中頓別地区では降っていなくても例えば小頓別地区では大雨であったとか。8月20日には中頓別地区ではほとんど降っていなくて安心していたのですけれども、小頓別では1時間当たり52ミリという大雨が記録されているのです。聞けば、敏音知に雨量計はないのですけれども、かなりの大雨が降ったというふうにも話は聞いております。ですから、先ほど1時間当たり20ミリ以上の短時間の雨は災害復旧事業の対象になるというお話をしました。それが半月間に3回もあったということは、それだけ短時間の大雨で、のり面等を傷める大雨であったということが言えるのだというふうに思います。ただ、敏音知についていえば、確かに部分的にのり面が崩壊しております。昨年手直し等を行ったところもございまして、雨は当然満遍なく当たっておりますから、部分的に、施工ミスではないけれども、弱いところがあったのだろうというふうに思います。ただ、施工状況だとか、現地の監督等もしておりますけれども、写真等も見ておりますけれども、決して施工ミスということではなかったのではないということでご理解をいただければというふうに思います。いずれにしても、通常の雨ということではなくて、半月の間に3回も20ミリ以上の短時間の大雨があったことによるということによりしくお願いをいたします。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 私は2点ほど聞こうと思って、実は今ののり面の関係なのですが、私は予算化するときの説明資料に、今のようなことをきちっと分析した結果必要なのだという裏づけ資料をきちっとこれから出したほうがいいなど。災害であった、災害であったと、雪をおろさないから、潰れて雪害だと言っているのと同じだとすれば、これは問題なのです。だから、本当に災害として町が認めるのであれば、その理由をきちっと、今の説明でよかったと思うのです。雨量もそういったことでやるのは、だから、それをきちっと説明資料として出すべきだ。工事が小さいからまだいいけれども、大きな工事だったら大変だ。そういうようにしていただければと思って、これは1つ要望です。

それと、ちょっと疑問に思ったことが、事前に調べておけばよかったのだけれども、LEDの設置工事がありません。国と道の歳入を見ると1,359万に対して、工事の追加が970万、この差額はさきに予算化している部分があるのだということなのだろうけれど

も、そうするとさきに収入を見込んだ部分はどうなったのか、その辺ちょっと説明していただければと思います。

それと、ちょっと疑問に思ったのは、住宅建設費の1棟4戸の問題、これはある議員も疑問を持っていたのだけれども、町長の政策として制度化した場合は当初予算で期待という意味で何戸か予算化する、それはあり得ると思うのです。ただ、補正で今やろうとするような情報だけで補正化するのが予算編成上適切なかどうか、その辺のことについてお答えいただければと思います。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 1点目の資料につきましては、今後そのように心がけたいというふうに思います。

LED化につきましては、当初予算で1,360万円ほど歳出予算を組んでおりまして、それについてはまだ補助金が確定しておりませんでしたので、一般財源という形にしております。

それと、民間賃貸住宅の予算化の関係でございますけれども、確かに詳細についてはまだ認定申請書も出してこれない状態でございますけれども、建設を予定されている方から、この制度の内容等についても打ち合わせをさせていただいておりますし、8月に入ってから建設予定地も決まったから、1棟4戸のアパート建設を進めたいという意思表示がございましたので、それに基づいて確認申請が通れば認定申請を出すということでございますので、今回限度額の4戸で1,200万円の補助金を計上させていただいたということでございます。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 予算編成上のことを聞いたのです。

それと、先ほどの工事費と収入財源の金額の違いは、前の予算で満度にのっかっているのだったか、その辺ちょっと確認したかったことと、それと今の予算編成のあり方はあり得るということのはわかるのだけれども、予算の編成として、私は場合によっては正式にそれらが動き出して臨時議会で決めるのが当然だなと、こういうふうに思うのですが、財政通の町長、いかがお思いですか。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） まず、1点目でありますけれども、LED化のことにつきましては、当初は補助金を予定しないで一般財源で平成25年から5年間かけて全町の防犯灯、交通安全灯をLED化しようと、こういうことで総合計画をつくったわけでありましてけれども、途中から国の社会資本整備に該当するのでないかと、はっきりはわかりませんでしたけれども、上げて、だめならだめで一般財源で予算計上しているからいいだろうと、そして当たればもうけものだと、そういうことで申請したら、結果的に当たったと、こういうことで、当たったことによって一般財源が減るということで、それであれば2年ぐらいの分を一遍にやったらどうだと、こういう形をとらせていただいたと、それで足りない分

を今回補正したと。ただ、さっき説明しましたけれども、26年度分もこういうような形でいけるかどうかというのはまだ確定していないので、そうなるかとあと3年分残っていると、そういうことをご承知おきをいただいて、ご理解をいただければと思います。

また、住宅建設の補助金の関係でありますけれども、町がこういう制度を設けましたということで住民等に周知をいたしました。広報だと思いましたが、それに基づいて稚内の業者の人が、建設をすると当たるのかと、こういう問い合わせがあったという話を聞いています。そういうことからして、先ほど中原課長が言ったように、ぜひことしやりたいと、そういうようなことで、これは捉え方の問題だと思うのです。町として、申請が上がってきたときに予算がなくて、いいですよと言えないと。それと、もう一つは、予算を計上しておいて、もしか申請が上がってきてもその事業が不適切な事業が出てくる可能性もあると。そういう意味では、先に議会の承諾を得て予算計上して、そうして審査をしたほうが、これはやっていただく人にも親切であると。今お話ししたとおり、補正というか、臨時議会をやってやればいいのかと、そういう理論もないわけではない。ただ、担当としては、事前にやるという話を確認をしていますから、最大限の額で予算を計上しておいて、そうして申請が上がってきた段階で審査をして、でき上がった後にどのぐらいの補助金を出すという決定をするほうが担当としては楽だと。たまたま9月の定例会があるから、道を通じて国のほうの補助金についても枠がまだ残っているということで今回計上させていただいたと、こういうことであります。当初予算に予定をする事業と補助金を組んでおくのが一番ベターかもしれないけれども、ことし初めての事業でありますからこういう形になったということでご理解をいただければなと、このように思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 町長の理論はわかりました。ただ、心配だったのは、例えば当初予算に上げておいて、今やっている建築工事も議会側が黙っていたら、金を払ってから決算でわかる。黙っていたら、ここでなかったらわからないのです。それはそれで当初予算はやむを得ない部分はある。だけれども、補正することについては基本的に、そういう実現可能性を秘めたものであるならばなおさら、建築確認申請が出た時点で図面等もつけて、臨時議会を開いて、こういうものをつくるのだけれども、いいかという確認をとってからやるべきでないか。それでなかったら、今のうちに予算つけてしまったら、金を払うまで議会チェックだとか議員がチェックすることはできませんよね。この辺が町側との信頼関係で、そういうことについては一般質問でも私言いましたけれども、逐一そういった状況の情報を伝達しますよという、そういうことがなければ、一々今度できる民間アパートの図面を見せてくれとかなんとか言わなければならないというのが我々にとっても苦痛ですから、その辺の情報交換を綿密にするという信頼関係ができれば、こういったことは余り気をつけなくてもいいと、私はそう思っているのです。ですから、そういうような方向でやっていただいたほうがよろしいのかなと。臨時議会ですべきことだと思いつつも、そういう信頼関係の上に立った事業推進を進めていただければと思うのですが、これはお

願いになります。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 私も、これは東海林さんと同じです。申請書があつてからのほうがいいのではないかとこのように私は思うのです。それで、今説明を受けたのですが、稚内のある業者さん、我々が今得た情報というのはそれしかないのです。だから、予算化する以上、話がある以上、業者名ぐらい言ってくれないと、我々が町民に聞かれて、誰かまたアパート建てるのだから、うん、建てる、それで予算出したのだと、誰建てるのよ、いや、稚内の業者らしい、それはないと思うのだ。話が口約束であれ何であれ、本当は文書として何がしかの申請書が何かきちっとあるべきだと。それがなければ、いついつ稚内のどういう方とどういう話をして予算化しましたというぐらいの話がないと、ある業者では説明にならないと思うのだ。それで議会と町側が信頼関係を持ってといったって、それはやっぱり無理でしょう。だから、少なくとも今持っている情報ぐらいは提供して、そして予算計上してもらわないと、我々は雲をつかむような説明を受けて、この予算を認めるということだ。それは、説明する側として、計上する側としては適切ではないと思うのだ。だから、話があるのなら、せめてこういう方とこういう話をしていましてという説明は私は今ここですべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 先ほども簡潔にはご説明をいたしましたけれども、若干具体的に経過を説明させていただきたい。

先ほども言いましたけれども、建設を予定されている方から、春から助成制度の内容についての照会があつて、制度の内容について説明をしております。6月の中旬になりました建設予定者の方が来庁されまして、土地が決まればアパートを建設したい旨のお話がありました。内容については、1棟4戸ということでございました。このときには、あわせて町に対して売れる町有地があれば提供してほしいというご相談もございましたので、後日あかね団地の解体跡地だとか農協スタンド前の町有地を売り払いできる土地としてお伝えをしております。8月上旬になって、建設予定者から、民地を購入することで話を進めており、既にアパートの設計は進めているということがございました。8月下旬、20日でございますけれども、建設予定者から、民地の売買契約を行って建設場所が決まったので、民間アパート1棟4戸の建設を進めるという意思表示が町にございました。それで、場所については、資料もおつけしましたけれども、中頓別派出所横の敷地でございます。現在は、9月12日に建築確認申請書の受け付けをしております、宗谷総合振興局で現在建築確認申請の審査中でございます。これらのことを受けて、今回予算を計上させていただいたということでございます。稚内の業者さんについては、稚内の有限会社稚山建設さんであります。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 2点ほど伺いたいのですけれども、1つは9ページ、税務総務

費ですが、もしかしたら説明を聞き逃したのかもしれませんが、過誤納還付金、という過誤納の内容だったのか伺いたいということと、もう一つは、13ページの住宅管理費ですが、町営住宅排気筒の位置変更ですけれども、どここの町営住宅かお聞きしたいと思います。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） 過誤納還付金につきましては、納税者の秘密にかかわる部分もありますので、詳しくは申し上げることはできませんけれども、予定納付をされていたものが恐らく業績が予定納付の税額まで達さなかったということで、2業者ございますけれども、その差額分をお戻しするという内容でございます。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） FFストーブの給排気筒の高さの位置の変更については、事前配付しました予算説明資料に西団地とあかね拡充団地、合計21戸というふうに記載をしていることと、7ページに図面をつけておりまして、西団地については平家の高齢者向け2棟と平成8年度に建設された高齢者向け住宅2戸の14戸、あかね拡充団地については平成12年に建設をした住宅6戸と平成13年に建設した高齢者向け住宅1戸の7戸でございます。

○議長（村山義明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第47号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号 平成25年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

ここで議場の時計で3時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時15分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

議案第48号

○議長（村山義明君） 日程第12、議案第48号 平成25年度中頓別町国民健康保険

事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第48号 平成25年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、保健福祉課の吉田参事に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（吉田智一君） それでは、説明いたします。

議案第48号 平成25年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。平成25年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算。

平成25年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,401万6,000円を増額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,209万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

最初に、事項別明細書、歳出からご説明いたします。7ページをお開きください。2款保険給付費、2項高額療養費、2目退職被保険者高額療養費では、既定額88万4,000円に対しまして100万円を増額し、188万4,000円とするもので、19節負担金補助及び交付金におきまして、当初過去3年分の実績に基づきまして1カ月当たり約7万3,000円で年間約88万円の予算計上をしておりましたが、3月診療分におきまして1件、一月に120万円程度の高額な医療費の実績があったことから、今回補正するものであります。その後の月におきましては、当初見込み以内の金額で推移しているところであり、

8ページをお開きください。9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目一般被保険者還付加算金では、既定額1万円に対しまして1,118万1,000円を増額し、1,119万1,000円とするもので、23節償還金利子及び割引料では、平成24年度分国民健康保険療養給付費等返還金で1,016万4,000円、平成24年度分特定健診・特定保健指導負担金精算金で52万円、療養給付費負担金及び財政調整交付金返還金で49万7,000円となり、それぞれ返還するための追加計上でございます。

4目退職被保険者還付加算金では、既定額5,000円に対し183万5,000円を増額し、184万円とするもので、23節償還金利子及び割引料において平成24年度分退職者医療交付金返還金183万5,000円を返還するための追加補正でございます。

5ページをお開きください。既定額2億9,808万円に対しまして1,401万6,000円を増額補正し、3億1,209万6,000円とするものであります。

続きまして、歳入を説明いたします。6ページをお開きください。3款療養給付費交付

金、1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金では、既定額792万円に100万円を増額し、892万円とするもので、1節現年度分の退職被保険者療養給付費交付金で100万円を追加するものであります。これにつきましては、歳出で説明いたしました退職者医療高額療養費に充当するものであります。

7款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金では、既定額5,000円に対し1,301万6,000円を増額し、1,302万1,000円とするもので、前年度繰越金として1,301万6,000円を追加するものであります。これにつきましては、歳出での返還金に充当するものでございます。

4ページをお開きください。既定額2億9,808万円に対しまして1,401万6,000円を増額補正し、3億1,209万6,000円とし、歳入歳出のバランスをとっているところであります。

簡単ではありますが、説明を終わらせていただきたいと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第48号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号 平成25年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

議案第49号

○議長（村山義明君） 日程第13、議案第49号 平成25年度中頓別町水道事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第49号 平成25年度中頓別町水道事業特別会計補正予算につきましては、中原産業建設課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 議案第49号 平成25年度中頓別町水道事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

1ページ。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ537万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ8,244万1,000円とするものでございます。

7ページ、歳出からご説明をいたします。1款水道費、1項総務費、1目一般管理費につきましては、既定額に537万円を追加し、4,106万円とするもので、11節需用費におきまして、修繕費で中頓別浄水場取水施設修繕で77万円、鍾乳洞配水管漏水修理80万円を計上するものでございます。補正の理由につきましては、取水施設修繕につきましては春先の融雪水により河川が増水し、取水施設の経年劣化した布団かごの詰め石が流され、布団かごの下に設置しておりますスクリーン内に土砂が堆積し、取水量が減少したため、布団かごの入れかえ及びスクリーン内土砂の除去が必要になったものでございます。鍾乳洞配水管漏水修理につきましては、近年頻繁に漏水しておりまして、ことしも漏水し、漏水箇所の調査を進め、一定区間の絞り込みはできましたが、雨水や沢水等もあって漏水箇所の特定ができませんでした。そのため、今後の維持管理も考慮して、漏水区間である延長120メートルの配水管の入れかえを行ったものでございます。13節委託料において、寿地区配水管布設工事調査測量業務委託30万円を計上するもので、補正の理由につきましては、工事につきましては当初予算で計上しておりますが、国道敷地内に配水管を布設するため、国道の道路占用許可が必要となり、占用申請のための調査測量が必要となったものでございます。15節工事請負費において上駒地区配水管移設工事で350万円を計上するもので、補正の理由につきましては、既設の配水管については民地に布設されておりまして、当該地の土地所有者が埋設している配水管の上に牛舎を新築することとなりました。既設の配水管は昭和55年度に敷設されたもので、経年劣化や積雪荷重等によって破損した場合、秋田地区まで影響することになるため、配水管を移設する必要が生じたものでございます。内容につきましては、配水用ポリエチレン管150ミリ、延長150メートルを布設するものでございます。

5ページ、歳出合計、既定額に537万円を追加し、8,244万1,000円とするものでございます。

続きまして、6ページ、歳入についてご説明をいたします。3款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金において537万円を新規に計上するものでございます。内容は、1節財政調整基金繰入金537万円でございます。

4ページ、歳入合計、既定額に537万円を追加し、8,244万1,000円とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長(村山義明君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○7番(柳澤雅宏君) 7ページの工事請負費で上駒地区のある農家なのだろうと思うのだけれども、配水管の上に牛舎を増築することになったということなのだけれども、これ

で土地の所有者との話というのは行われたのかどうか、この件について協議なりなんなりが行われたのかどうかお聞きします。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 本年5月に土地の所有者から、既存の牛舎を増築する計画があるという話がありました。計画している増築する牛舎の下には水道管があるという話もしておりました。牛舎を水道管の上に建てた場合に、もし万が一断水、漏水等があった場合については秋田地区まで影響することがあるので、その辺を町も配水管が建物の下に入って将来的に大丈夫なのかどうなのかも含めて調査しますけれども、まず建物の下に配水管をそのままにしておくということにはならないので、今後も協議をお願いしたいという話はしておりましたけれども、いつ土地の所有者の方が牛舎を増築するということまではその段階で話がなかったのですけれども、その後牛舎を増築をされたという経過でございます。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） それのいきさつはわかるのだけれども、こういう場合に町が丸々負担すべきものなのか、牛舎を建てる時に水道管の上に建てるようになってしまったのだと思うのだ。それはその施設の位置関係等もあるから、だからそのときに当然建物の中に配水管があって、もし後々何かあったときには直すも何もなくなるから、移すのはいいのだけれども、その時点でこういう場合において丸々町が持つべきなのか、あるいは土地の所有者の都合でこうなるわけだから、何がしかの負担を所有者に求めるべきなのか、そこら辺が私もこの場で判断しかねるのだ。だから、こういう場合にある程度の条例なり規則なりないのかどうか、そこら辺の話し合いがあったのかということをお聞きしたいの。ここに管があって、その上に牛舎を建てるのだという話をしたとかいうのではなくて、その負担についての協議なり、規則に基づいての話し合いなりというのが、規則があればそういう話し合いをしたのかということをお聞きしたかったので、その点について再度お聞きします。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 当該地の配水管については、昭和55年に布設されたものでございます。近年に民地に布設させてもらっている土地については土地の使用貸借契約というのを結んでおまして、その中には、町の同意がなければ、その上に建物だとか工作物だとかを建ててはならないというような項目もございまして、あと土地の所有者が何らかの原因でその配水管を損傷等させた場合には損害賠償という条項もあります。ただ、もう30年以上前ではありますが、土地の使用貸借契約が存在していなくて、多分民地に配水管を入れるという了解は当然とっているとは思っておりますけれども、書面での決めというのがなかったということでございます。そういうことでございます。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） それでは、碎いて聞きますけれども、本来交わしているべきもの

がなかったので、町の責任において、いわゆる移設でしょう、そういうことでしょうか。契約すべきものがなかったで、町の責任において移設したというふうに解釈してよろしいですか。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） そういうことであります。ただ、使用貸借契約を結んでいたとしても、双方が協議をして町が同意をすれば、町が移設をするということもあり得るということでもあります。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 寿地区配水管布設事業ですけれども、水管橋凍結対策ということですが、測量をしまして、工事が終わるのはいつごろをめぐりにしていらっしゃいますか。凍結対策なので、余り遅い時期になると、工事をしている最中に凍結するようなことになったら水が使えないということで大変だと思うのですが。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 当然本格的な降雪前、11月初めぐらいには完了するように進めてまいります。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 先ほどの柳澤議員の質問に対する答弁はそれでいいのですが、それでは新しい水道管を移設して、今度どういう契約にしますか。この上に物を建てたら、あなたの責任でやらなければだめだという話になるのか。だとすれば、それは従来だってそういうことでやってきたことも踏襲されなければならないと思う。いいかげんなことをやったってだめだと思うのだ。だから、きちっとその辺今後のことも考えて、どういう契約の内容になるのか。だとすると、今移設する前の管についての負担割合も全く町の負担にするということにはならなくなってしまうと思う。だから、その辺よく検討されてやろうするのか、今後の契約はどうなりますか。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 今回移設で布設する配水管については、当然土地所有者と使用貸借契約を締結しようということで考えておりまして、その内容については、先ほど言いましたけれども、町の同意を得ないで配水管の上に建物だとか堅固な工作物を構築してはならないというような条項をつけた貸借契約になろうかというふうに思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 言っている意味は、そういうことをしてはだめよではなくて、そういうことを利用者のほうですとしたり、また移転しなければならないわけですよ。そのときの負担をどうするのかということ新たな契約に入れるのかどうかということ。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 先ほど言いましたように、まずあるのは町の同意を得ないで配水管の上に建物等を構築してはならないという条項がまずありますので、町が同意

をしない限りはそれは認められないという話になります。それで、その上でもしどうしても移設が必要な場合については、土地所有者の負担についても十分考慮した契約内容で検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 聞いているのはそういう意味ではなくて、町が同意してしまつたら町がみんな負担するのか、町が同意しても、それはあなたの営農のためにやることなのだからというようなことで利用者負担に全部なるのか、または半分ずつにするのか、そういったことが今回の契約になければならないでしょう。だから、その辺をどう考えているのかということを知りたい。

○議長（村山義明君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 契約条項でありますから、それぞれの負担の関係もあろうかなと思います。ただ、この賃貸契約については、使用料無料でやりますので、恐らく無料であれば100%負担をしてもらうということは無理だろうと思います。そういう意味では、所有者の都合によってどうしても配水管なりそういうものの移転をしないとしないということになれば、少なくとも2割だとか3割だとか、多ければ5割だとか、そういう負担をしてもらうということを1つ頭に置いて、契約条項というか、契約の案をつくらないとならないだろうと、こう思いますので、少なくとも今言ったようなことでの移設が出てくるようなことについては若干の負担をしてもらうと、そういうような条項にすると、そういうことでご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第49号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号 平成25年度中頓別町水道事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

議案第50号

○議長（村山義明君） 日程第14、議案第50号 平成25年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第50号 平成25年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算につきましては、小林保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） 議案第50号 平成25年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。平成25年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ491万3,000円を増額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億719万1,000円とする。

8ページをお開きいただきたいと思ひます。事項別明細書でご説明を申し上げたいと思ひます。歳出、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、2目地域密着型介護サービス給付費でありますけれども、既定額360万に対し312万を補正し、672万円とする内容でありますけれども、これにつきましては地域密着型介護サービス、認知症のグループホームの利用者がことしに入ってから1名ふえたということに対応して、1名分の費用を計上させていただいたものであります。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者還付加算金につきましては、既定額20万円に対して33万4,000円を補正し、53万4,000円とするものであります。若干ご説明を申し上げたいと思ひますけれども、この還付でありますけれども、障害者自立支援法、平成19年度から施行されておりますけれども、この中で障害者の施設に入所されている方につきましては介護保険の適用除外になるということになっております。これは、旧体系から障害者自立支援法に基づく新体系に移行した時点からということになりまして、先ほど申し上げましたように平成19年に法律のほうが改正されておりますけれども、本町の天北厚生園につきましてはご承知のとおり平成24年の2月から新体系に移行されております。この間ちょっと時間が経過したこともあって、この適用除外に関する事務が行われなかったということでありまして、これにつきましては、入所者のほうから、利用者の方から適用除外の申請をいただいて手続をするという流れになっているのですけれども、施設側においても町側の担当者においても気づくことができなく、平成25年度に入ってから事務処理ということになりました。それで、平成23年度分の2カ月、それから平成24年度分の12カ月分について12名の方について介護保険料を還付しなければならないというようなことになったものでありまして、大変申しわけないところでありますけれども、今回補正をさせていただいたものであります。

2目償還金につきましては、新たに145万9,000円を増額するものでありまして、これにつきましては介護給付費負担金、国庫分120万5,000円以下、そこに掲げてあります3項目についての合計145万9,000円を返還するための予算の計上であります。

5ページをお開きいただきたいと思います。歳出につきましては、既定額2億227万8,000円に491万3,000円を増額し、2億719万1,000円とするものであります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げたいと思います。歳入、6ページをお開きください。2款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金でありますけれども、既定額5,764万3,000円に対して93万6,000円を増額し、5,857万9,000円にするものであります。これは、先ほど歳出のほうで地域密着型介護サービス給付費について支払基金分30%に当たる93万6,000円を追加するものであります。

次に、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金についても同様でありまして、国庫負担分20%、62万4,000円を追加するものであります。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金につきましても、同様に地域密着型サービスに係る8.59%分に当たる26万8,000円の追加をするものであります。

4款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金につきましても、同様に道費負担分12.5%、39万円を追加するものであります。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金も同様でありまして、負担割合12.5%に当たる39万円を追加するものであります。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、既定額1,000円に対して230万5,000円を追加し、230万6,000円とするものであります。

4ページをお開きいただきたいと思います。歳入につきまして、既定額2億227万8,000円に対して491万3,000円を補正し、2億719万1,000円とし、歳入歳出のバランスをとったところであります。

以上、説明を終わらせていただきたいと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第50号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号 平成25年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

認定第1号～認定第8号

○議長（村山義明君） 日程第15、認定第1号 平成24年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第16、認定第2号 平成24年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第17、認定第3号 平成24年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第18、認定第4号 平成24年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定の件、日程第19、認定第5号 平成24年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第20、認定第6号 平成24年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第21、認定第7号 平成24年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第22、認定第8号 平成24年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件を一括議題とします。

本件について簡略に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 平成24年度各会計歳入歳出決算認定の提案説明をさせていただきます。

認定第1号 平成24年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号 平成24年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成25年9月25日提出、中頓別町長、野邑智雄。

認定第1号から認定第8号に対する総括説明を私からさせていただきたいと思います。最初に、予算額についてでありますけれども、一般会計を含めた8会計の総額は50億2,581万9,000円であり、そのうち一般会計が38億1,889万8,000円で、全体の76%を占めております。

次に、収入済額についてでありますけれども、総額で50億3,115万1,000円となり、予算総額と比較をすると533万2,000円の増収となりました。各会計の予算額と収入済額の比較は、決算総括表にてご理解をいただきたいと思います。収入済額の主な内容について申し上げますと、地方交付税は普通交付税が23億8,520万3,000円、特別交付税が2億462万8,000円、合計で地方交付税は25億8,983万1,000円となり、前年度と比較をすると2億8,586万4,000円の増収となりました。基金繰入金では、長寿園施設改修拡張事業基金より1,548万8,000円、町民生活に光を注ぐ事業推進基金より500万2,000円の取り崩しで総額で2,049万円となり、前年度と比較をすると2,105万3,000円の減少となりました。町債の借り入れは、一般会計と病院会計の2会計で2億8,830万1,000円の借り入れで、前年度と比較をすると1,975万9,000円の増加となりました。諸収入では、総額で5,452万2,000円となり、前年度と比較をすると1億7,162万7,000円の減少となりました。この主な減少の要因は、畜産担い手育成総合整備事業の参加

者負担金 1 億 7,787 万 4,000 円が不用となったことによるものであります。

次に、8 会計の支出総額についてであります。総額で 4 億 9,693 万 8,000 円となり、予算総額に対し 1 億 2,888 万 1,000 円の不用額が発生し、執行率は 97.4% の割合となりました。各会計の予算額と支出済額の比較は、決算総括表にてご理解をいただきたいと思ひます。次に、支出済額の主な内容について申し上げますと、積立金では平成 24 年度分 6 億 9,219 万 9,000 円の積み立てができ、取り崩し額が 2,049 万円であり、平成 24 年度末の現在高は 2 億 5 万 8,000 円となりました。このほかに、北海道市町村備荒資金組合積立金が 1 億 1 万 9,000 円増の 1 億 3 万 8 千 1 万 7,000 円となり、この備荒資金と積立金の総額では 2 億 3 万 8 千 7 万 5,000 円の積立金となったところでございます。公債費は、一般会計、水道会計、下水道会計、病院会計の 4 会計で 8 億 9,425 万 9,000 円の償還を行い、平成 24 年度末現在高は 5 億 8 千 1 万 6 千 5 百 6 万 9,000 円となり、前年度と比較をいたしますと 6 億 5 千 9 万 5 千 7,000 円の減少となりました。特別会計の繰出金は、収支不足やルール分による繰り出しで 7 会計で 4 億 5 千 9 万 8 千 6,000 円となり、前年度と比較をすると 8,680 万 7,000 円の減額となりました。主な減額の要因は、下水道会計への公債費繰上償還に対する繰り出しを実施いたしましたことによつて前年度より減つたものでございます。

以上で平成 24 年度の各会計決算状況の総括説明とさせていただきます。

参考までに、平成 24 年度決算では、経常収支比率が 62.4%、実質公債費比率が 3 年平均で 15.8% となりましたが、今後も公債費負担適正化計画に沿つて適正な財政運営に努めてまいりたいと思ひます。

以上、簡単でありますけれども、総括説明とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結します。

特別委員会設置の議決

○議長（村山義明君） お諮りします。

ただいま議題となりました認定第 1 号から認定第 8 号は、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思ひます。なお、当該委員会には地方自治法第 98 条第 1 項の規定による検閲、検査権を委任、付与したいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よつて、認定第 1 号から認定第 8 号については、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとし、当該委員会には地方自治法第 98 条第 1 項の規定による検閲、検査権を委任、付与することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま決算審査特別委員会に付託することとした認定第1号から認定第8号については、会議規則第46条第1項の規定により、会期中に審査を終了するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第8号の決算認定については、会期中に審査を終了するよう期限をつけることに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時59分

再開 午後 4時07分

○議長(村山義明君) 休憩前に戻り会議を開きます。

休会の議決

○議長(村山義明君) お諮りします。

本日の会議の散会から決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の散会から決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会とすることに決しました。

散会の宣告

○議長(村山義明君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

(午後 4時07分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員